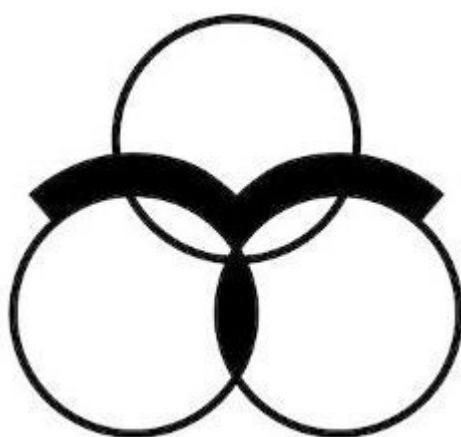


高取町

公共施設等総合管理計画



2017(平成29)年3月 策定

2024(令和6)年3月 改訂

内容

はじめに	1
I 高取町の現状	2
1. 概況	2
2. 人口の状況	3
3. 財政の状況	5
(1)歳入・歳出決算額の推移	5
(2)財政構造の現状	7
(3)地方債残高の推移	8
II 高取町の公共施設等の現状及び将来の見通し	9
1. 公共施設等総合管理計画とは	9
(1)公共施設等総合管理計画の目的	9
(2)計画の対象範囲	10
(3)公共施設等総合管理計画の位置づけ	11
(4)計画期間	11
2. 公共施設等の現状	12
(1)公共建築物一覧	12
(2)公共建築物築年度別整備状況	13
(3)前回計画策定後の施設保有量の増減(過去に行った対策の実績)	14
(4)施設類型ごとの取得価額の推移及び有形固定資産減価償却率の推移	15
(5)インフラ施設一覧	17
3. 公共施設等の将来の更新費用の試算結果	18
(1)将来更新費用の算定方法	18
(2)将来更新費用の試算結果	21
III 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	29
1. 現状や課題に関する基本認識	29
2. 公共施設等の今後の取組目標	31
(1)基本方針	31
(2)数値目標	33
3. 推進体制	35
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	36

(1)点検・診断等の実施方針.....	36
(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	36
(3)安全確保の実施方針.....	36
(4)耐震化の実施方針.....	36
(5)長寿命化の実施方針.....	37
(6)ユニバーサルデザイン化の推進方針.....	37
(7)脱炭素化の推進方針.....	37
(8)統合や廃止の推進方針.....	37
(9)保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針.....	38
(10)総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針.....	38
5. フォローアップの実施方針.....	39
(1)PDCAサイクルによる進捗管理.....	39
IV 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	40
1. 公共施建築物.....	40
(1)公営住宅.....	40
(2)学校教育系施設.....	40
(3)文化系施設.....	41
(4)子育て支援施設.....	41
(5)社会教育系施設.....	42
(6)保健・福祉施設.....	42
(7)行政系施設.....	43
(8)産業系施設.....	43
(9)その他.....	44
2. インフラ施設.....	45

※ 本文中の表やグラフ内の数値については、端数の関係で縦横計が一致しない場合があります。また、収集可能な最新の情報で改訂しているため、収集した情報の年度にバラつきがあります。

はじめに

高取町は、古墳時代や飛鳥時代の遺跡が多く残る日本の歴史のふるさとです。大和地方の中でも、今来人<古代の渡来人>たちが大陸からもたらした新しい文化の栄えた所でした。歴史と自然が程よく解け合い、いつも人の温もりがあり、いつの時代も、静かに歴史を語り続けるまちとして現在に至ります。

戦後、人口が微増する時期もありましたが、全体としては減少が続いています。特に近年は、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳～64歳未満)が減少傾向にあるのに対し、老年人口が増加しつつあり、急速に少子高齢化が進みつつあります。このような状況が続くと、労働者の減少による町の活力の低下、安定した税収が望めないことによる行政経営の悪化など、様々な面で負の影響が現れることが予想されます。

本町では、人口減少や少子高齢化対策の推進と、更なる町の発展を目指し、2016(平成27)年度に「高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「一人一人が輝けるまち 高取」を町の将来像として掲げ、各施策を推進してきました。

また、町民の生活環境改善や福祉向上のための公営住宅・下水道・保健施設等や、教育や文化の環境づくりのための学校教育施設等の整備を行ってきました。これらの施設は、順次更新時期を迎えますが、修繕や建替えには、多額の財源の確保が必要です。

今後、町の人口が減り、財政状況が厳しさを増していく中で、必要な更新を適切に行うためには、施設の現状を正しく認識し、戦略的な施設の維持・管理計画を策定し、不断の改訂を行う必要があります。

今回の改訂は、適切に施設を管理することによる維持・管理コスト及びその縮減効果を“見える化”するとともに、長期的な目線で町全体に資する施設計画を策定することにあります。

I 高取町の現状

1. 概況

高取町は、大和平野の東南端に位置し、東は高取山、南走して芦原峠、船倉弁天山の連峰をもって吉野郡大淀町に接し、西は曾我川の清流を境として御所市に接し、北は橿原市、明日香村に隣接します。

地域は概ね東南に高く(最高海拔 584 メートル)、西北に低く(最低海拔 80 メートル)、東西約8キロメートル、南北約6キロメートル、面積約 25.79 平方キロメートルの長方形を呈する地域で、概ね海拔 80~150 メートル位の間には耕地が存在し、西部の一部平坦地を除いてはゆるやかな傾斜をなす中山間農業地域です。河川は町域の西部、御所市との境界線を南北に流れる曾我川が主流、支流の吉備川が本地域と中央部を東から西に流れ曾我川に合流しています。他に東部を東北に流れる高取川があります。

現在の高取町は 1954(昭和 29)年に高取町、船倉村、越智岡村の3か町村が合併して誕生し、今に至っています。



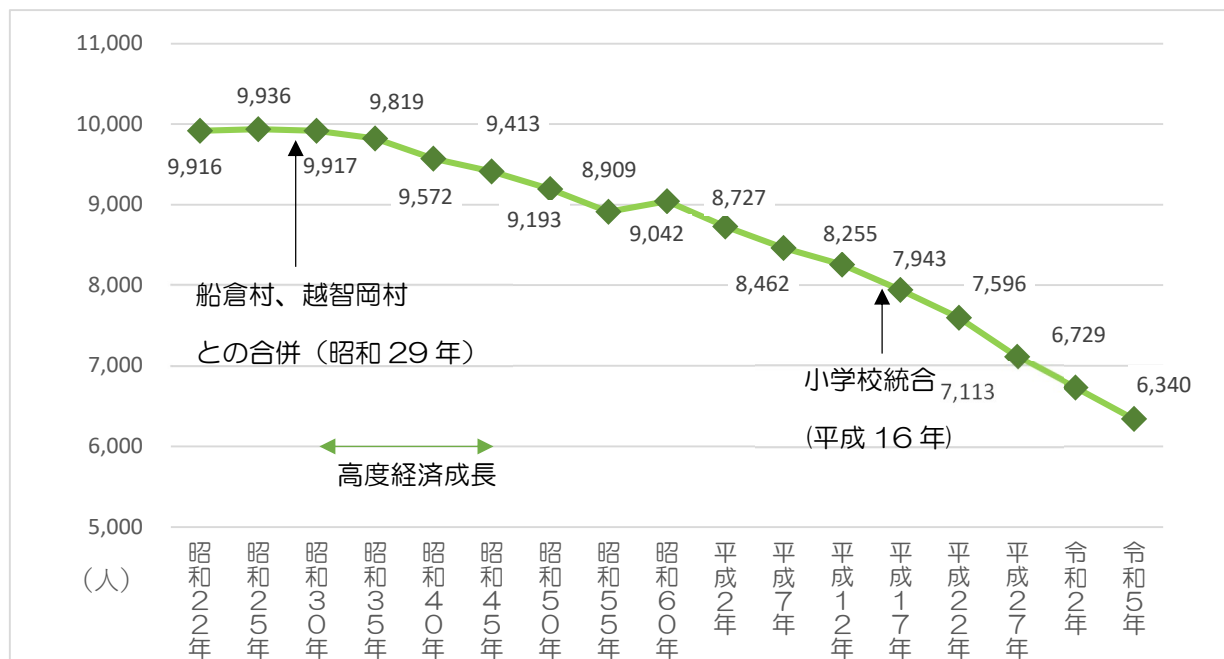
2. 人口の状況

本町の人口は、戦後、微増し、1950(昭和 25)年をピークに、1985(昭和 60)年に一度増加するのを除き、減少が続いており、現在(2023(令和 5)年時点)の人口は、6,340 人となっています。具体的には、総人口は、1950(昭和 25)年の 9,936 人から 2023(令和 5)年の 6,340 人へ 36%の減少となっています。

年齢別人口の構成比を見ると、急速な少子高齢化が見られ、年少人口(0歳～14 歳)と生産年齢人口(15 歳～64 歳)は、減少が続いており、年少人口については、2000(平成 12)年以降 1,000 人を下回っています。一方、老年人口(65 歳以上)は、本町の総人口が減少している中で、増加が続いており、高齢化の進行が見られます。

本町では、2016(平成 28)年3月に「高取町人口ビジョン」を策定(2020(令和 2 年)改訂)し、人口の将来展望を示しています。今後の見通しについては、人口の減少を最小限に抑制する施策を中心に推進し、出生率の向上及び転出の抑制に努め、2060(令和 42)年に 4,500 人程度の人口を確保することを目指しています。

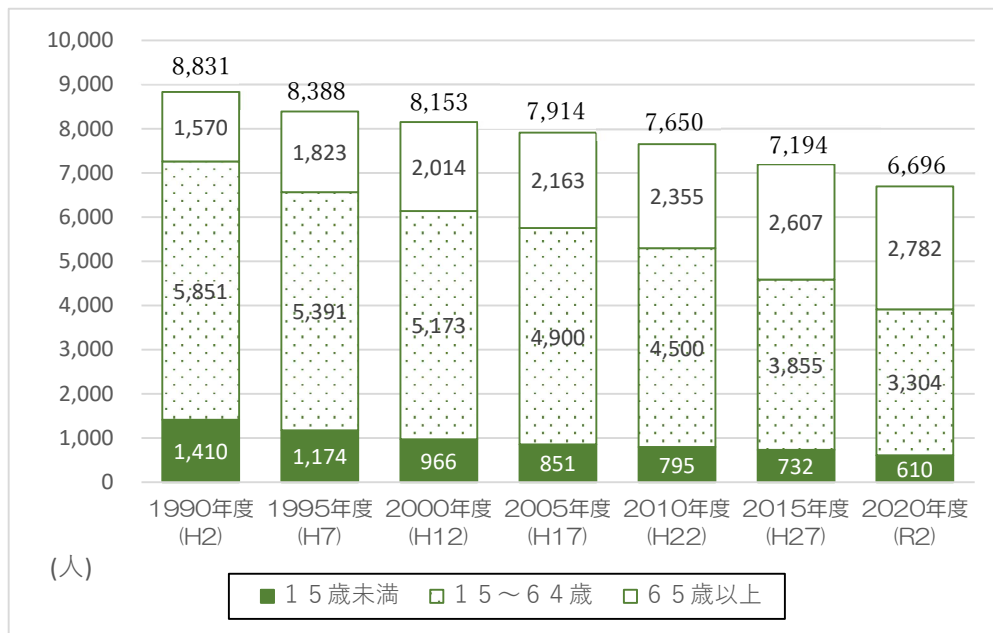
◇本町の戦後からの長期人口推移



資料：「奈良県推計人口調査」より

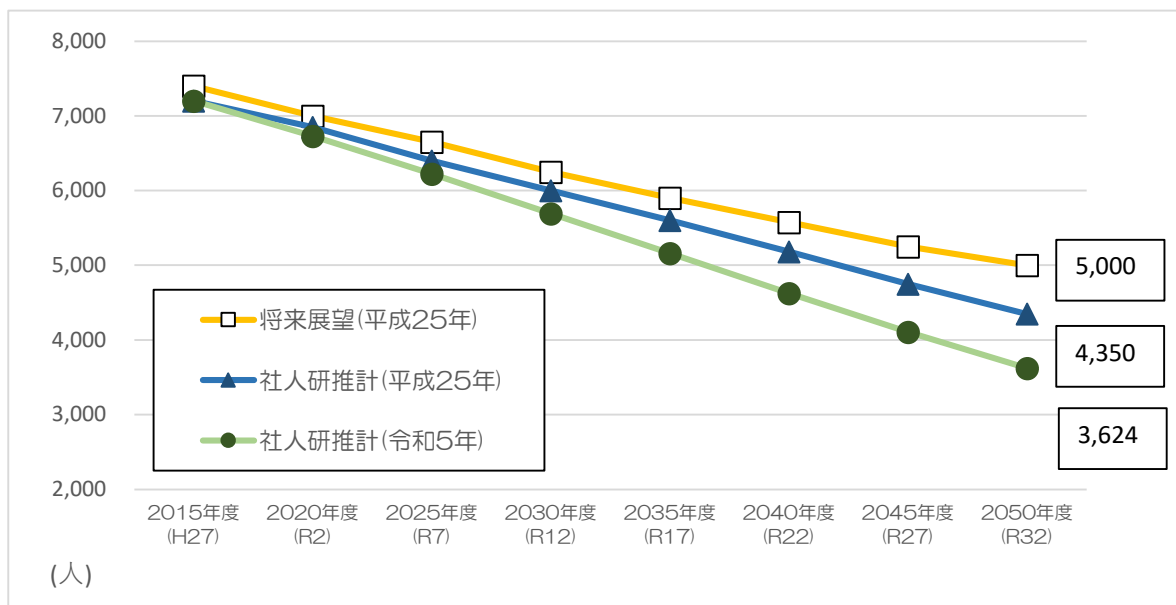
* 昭和 22 年、昭和 25 年は船倉村、越智岡村、高取町との合算値。

◇1990（平成2）年以降の長期人口推移



資料：国勢調査

◇将来人口推計



出典：高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）2020（令和2）年10月 p.12. 図表及び社人研（2023（令和5）年推計）を加工

高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、現状のままの推移を行うと2050(令和32)年、つまり今後30年を経過しないうちに当町の人口は5,000人を下回る見込みとなっております。また、社人研(国立社会保障・人口問題研究所)の2023(令和5)年度の推計によると、4,000人を下回る見込みとなっており、更なる人口減少の加速が見込まれております。

3. 財政の状況

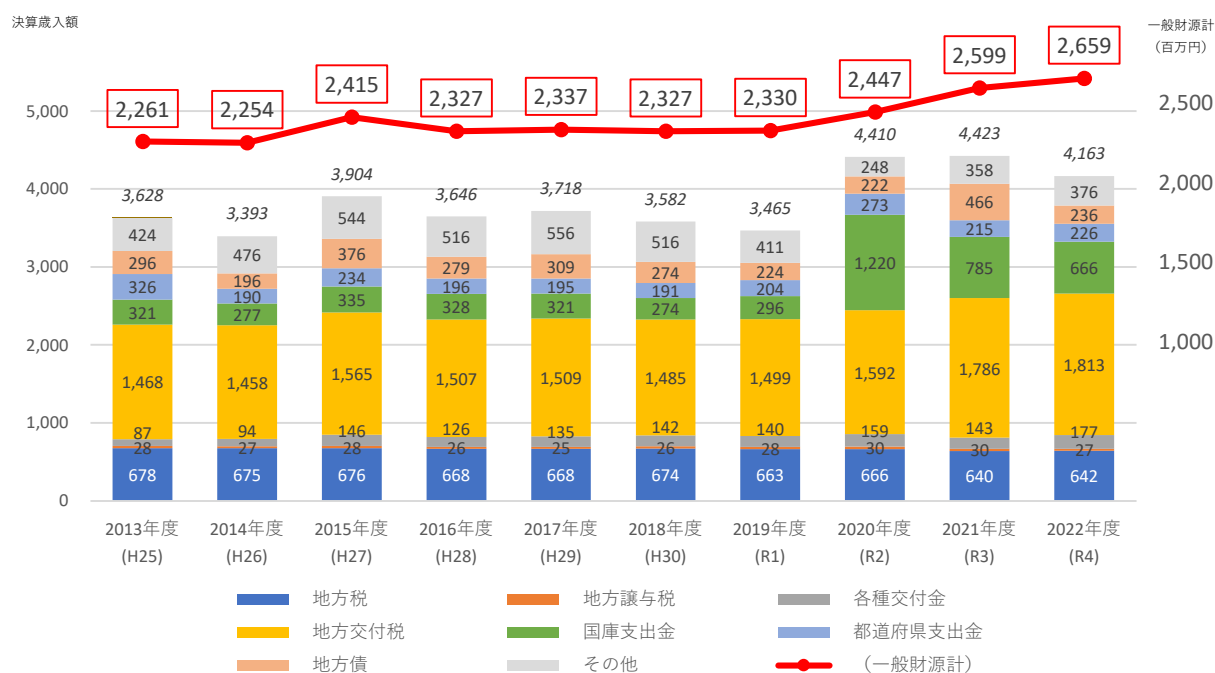
(1) 歳入・歳出決算額の推移

本町の歳入・歳出は、30 億円から 40 億円程度の規模で推移していましたが、2020(令和 2)年以降は新型コロナウイルスの影響があり、40 億円を超過しております。

2022(令和 4)年度決算は、歳入約 42 億円、歳出約 41 億円となっています。

歳入では、毎年最も多いのが地方交付税であり、全体の約4割を占めています(2022(令和 4)年度、18 億 1 千万円)。次いで主な自主財源(自治体が自らの権限に基づいて自主的に収入できる財源)である地方税が全体の約 1.5 割を占めています(2022(令和 4)年度、6 億 6 千万円)。

◇普通会計における決算の推移(歳入)



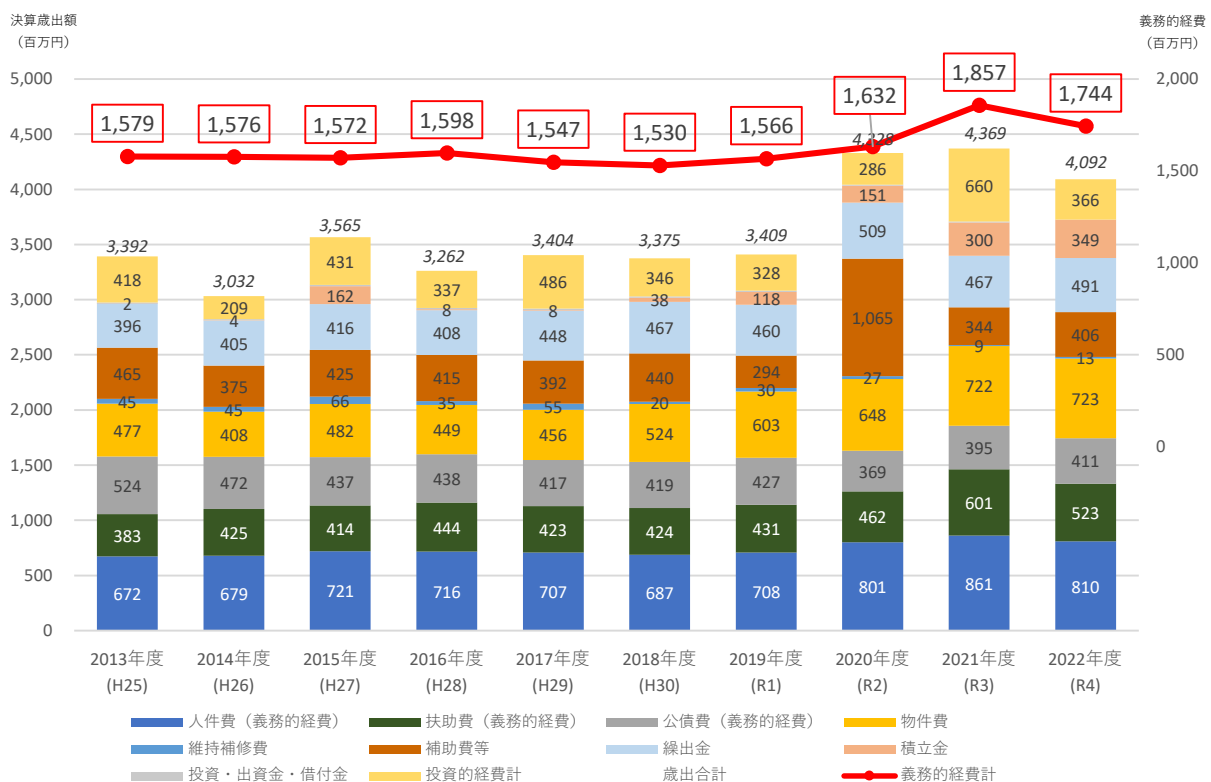
区分	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)
地方税	678	675	676	668	668	674	663	666	640	642
地方譲与税	28	27	28	26	25	26	28	30	30	27
各種交付金	87	94	146	126	135	142	140	159	143	177
地方交付税	1,468	1,458	1,565	1,507	1,509	1,485	1,499	1,592	1,786	1,813
(一般財源計)	(2,261)	(2,254)	(2,415)	(2,327)	(2,337)	(2,327)	(2,330)	(2,447)	(2,599)	(2,659)
国庫支出金	321	277	335	328	321	274	296	1,220	785	666
都道府県支出金	326	190	234	196	195	191	204	273	215	226
地方債	296	196	376	279	309	274	224	222	466	236
その他	424	476	544	516	556	516	411	248	358	376
歳入合計	3,628	3,393	3,904	3,646	3,718	3,582	3,465	4,410	4,423	4,163

歳出では、義務的経費が2013(平成25)年度と比較すると2022(令和4)年度は増加しております。毎年最も多いのが人件費であり、全体の約2割を占めています(2022(令和4)年度、8億1千万円)。また、公債費が減少したものの、高齢化等により、扶助費(社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費)も増加傾向にあります。

投資的経費(支出の効果が資本形成に向けられ、道路や施設など将来に残るものに支出される経費)は毎年約1割を支出しており、施設の改修や道路の維持補修を行っております。

今後も厳しい財政状況が続く中、行財政改革の推進や歳出の抑制等、必要な措置を講じていく必要があります。

◇普通会計における決算の推移(歳出)

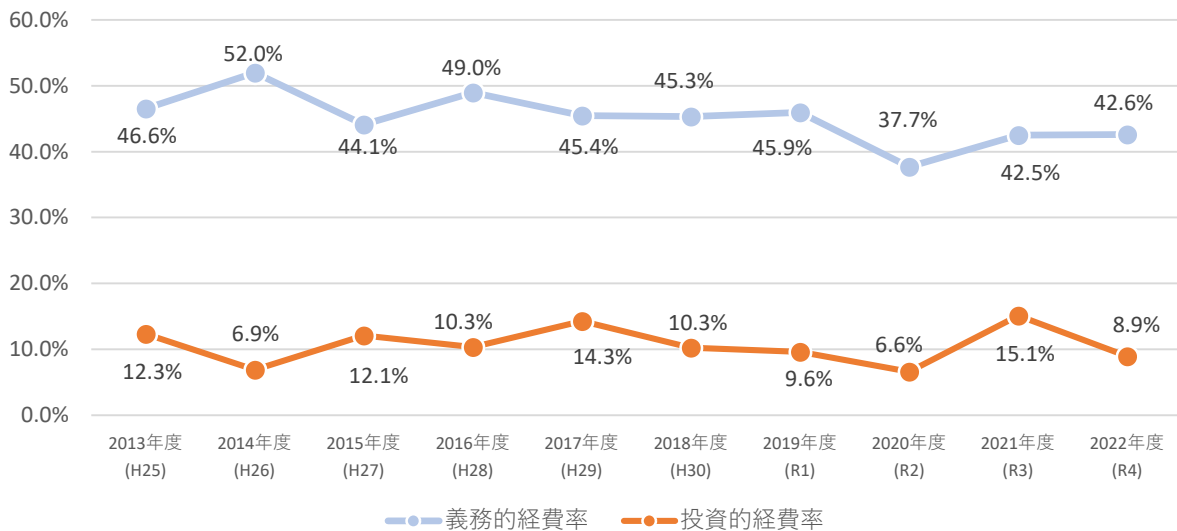


区分	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)
義務的経費計	1,579	1,576	1,572	1,598	1,547	1,530	1,566	1,632	1,857	1,744
人件費 (義務的経費)	672	679	721	716	707	687	708	801	861	810
扶助費 (義務的経費)	383	425	414	444	423	424	431	462	601	523
公債費 (義務的経費)	524	472	437	438	417	419	427	369	395	411
その他経費	1,395	1,247	1,562	1,327	1,371	1,499	1,515	2,410	1,852	1,982
投資的経費	418	209	431	337	486	346	328	286	660	366
歳出合計	3,392	3,032	3,565	3,262	3,404	3,375	3,409	4,328	4,369	4,092

(2)財政構造の現状

義務的経費額は増加傾向である一方、歳出全体からみた構成比の比率は減少傾向にあり、それ以外の支出(補助費や積立金)がより多くなっていることを表しておりますが、一方で、投資的経費の割合は6-15%前後を推移しており、年よっての割合は様々です。また、経常収支比率は2019(令和元)年度までは増加傾向にありましたが、2020(令和2)年以降は減少し、財政構造の弾力性が高まりました。

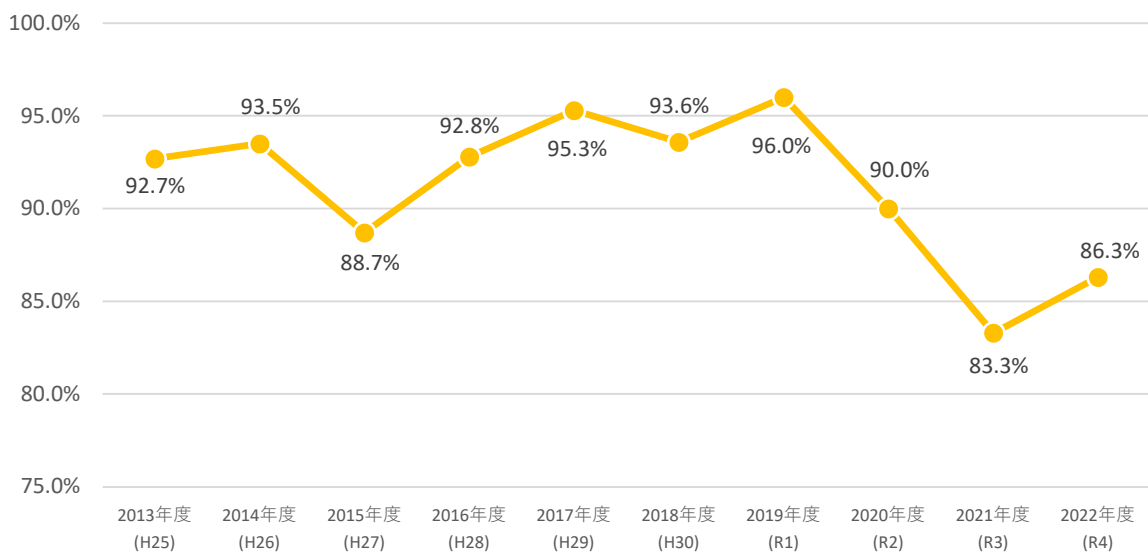
◇義務的経費及び投資的経費の構成比の推移



義務的経費の構成比計算式 義務的経費/歳出合計

投資的経費の構成比計算式 投資的経費/歳出合計

◇経常収支比率の推移

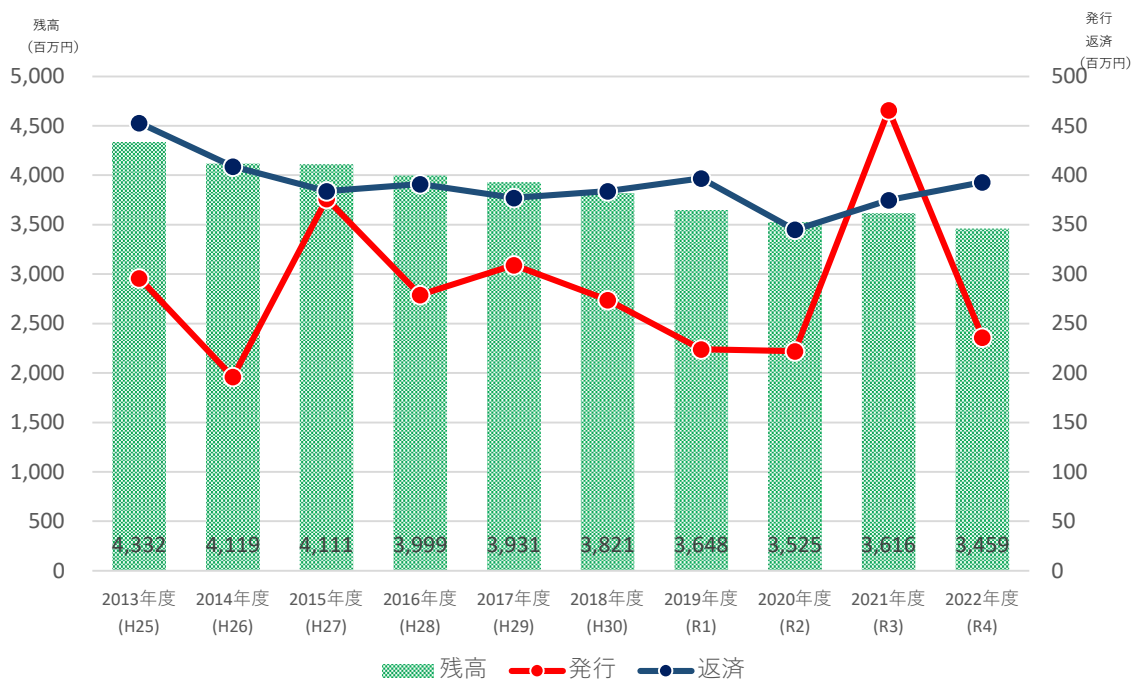


(3) 地方債残高の推移

本町の地方債の残高は、減少を続けていますが、2021(令和3)年度にたかとり幼稚園の新設による発行額が影響し、一時増加しました。2022(令和4)年度の残高は34億6千万円であり、2013(平成25)年度と比べ、約20%減少しています。

本町では、将来にわたって長期間利用する施設の建設・整備等を行う場合に、計画的な財政運営を進めるため、必要に応じ、地方債を借り入れています。地方債の返済は長期間にわたりますので、将来の財政負担が大きくなるよう、慎重に事業を選択し、借入を行っています。また、今後は公共施設等適正管理推進事業債等を利用し、交付税措置率が高い地方債を優先的に活用します。

◇普通会計における地方債残高の推移



区分	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)
残高	4,332	4,119	4,111	3,999	3,931	3,821	3,648	3,525	3,616	3,459
発行	296	196	376	279	309	274	224	222	466	236
返済	453	409	384	391	377	384	397	345	375	393

Ⅱ 高取町の公共施設等の現状及び将来の見通し

1. 公共施設等総合管理計画とは

(1) 公共施設等総合管理計画の目的

公共施設等総合管理計画(以下、本計画という。)の目的は、早急に公共施設等¹の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、施設の今後のあり方に関する基本的な方向性を示すことにあります。

国においては、2013(平成 25)年 11 月に、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

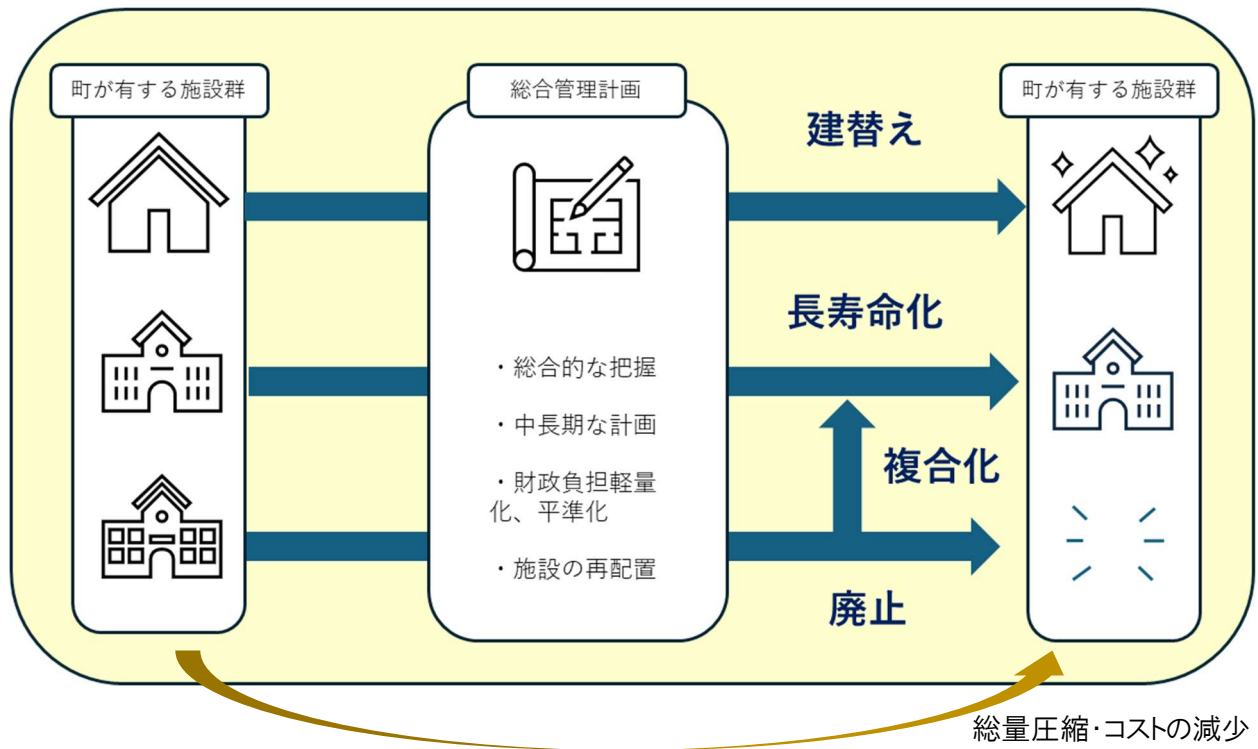
また、2014(平成 26)年4月には、各地方公共団体に対し、国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定に取り組みられるよう、要請がなされています。

我が国では、公共施設等の老朽化対策が大きな問題となっており、地方公共団体では、過去に建設した公共施設等の大規模修繕や建替えを行う大量更新の時期を迎えます。一方、長期的な人口減少による税収の減少、少子高齢化社会の進行による扶助費等の増大が見込まれ、より厳しい財政状況が続くものと想定されます。

そうした課題は本町においても共通しています。2016(平成 28)年3月に策定し、2020(令和 2)年3月に改訂した「高取町総合戦略」と「人口ビジョン」では、将来の人口減少と少子高齢化の進行に対する対策を最重要課題としており、厳しい財政状況の中、既存ストックの適切な活用や維持管理についての課題も指摘しています。こうした認識に基づき、長期的な財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、施設の今後のあり方に関する基本的な方向性を示すことにしました。

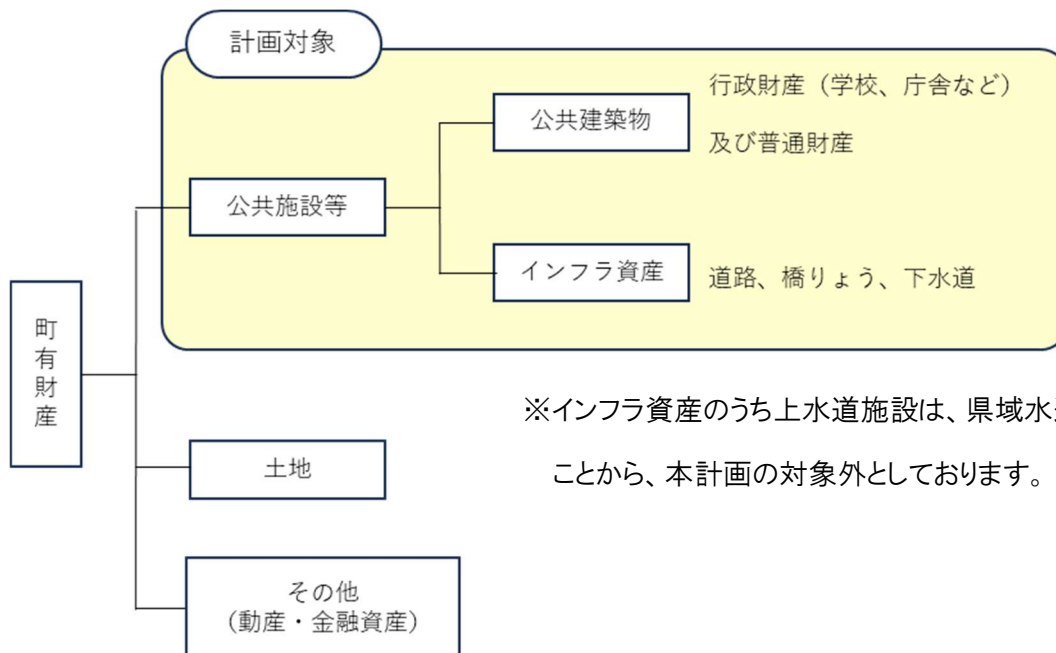
¹ 公共施設等とは、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)等も含まれます。

◇公共施設等総合管理計画のイメージ図



(2)計画の対象範囲

本町の保有する財産のうち、公民館を除く全ての公共施設等を対象とします。

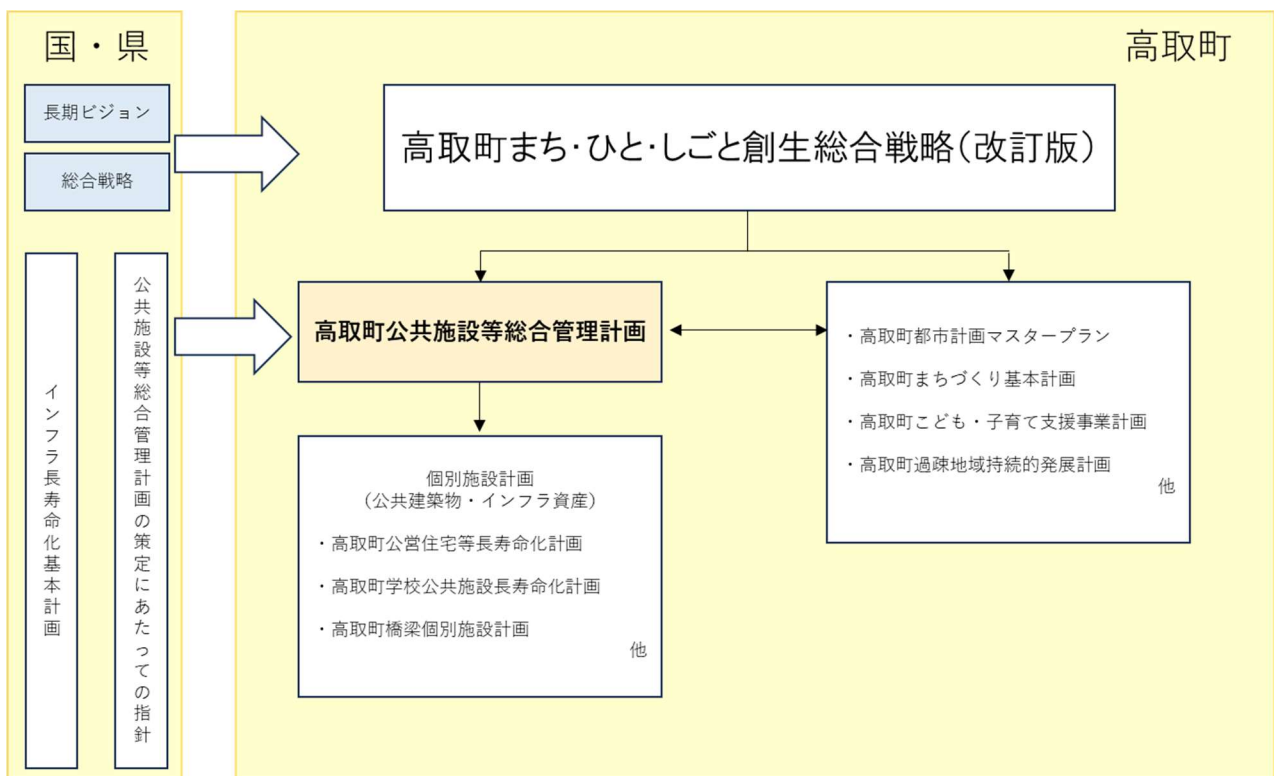


※インフラ資産のうち上水道施設は、県域水道一体化事業を行うことから、本計画の対象外としております。

(3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月策定)及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成 26 年 4 月策定)を踏まえ策定し、同指針の改訂(令和 5 年 10 月)及び「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項について」(令和 3 年 1 月通知)を踏まえ改訂するものです。本計画の改訂にあたっては、本町の最上位計画である「高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略(改訂版)」及び同計画の関連計画と整合を図り、公共建築物に関する個別の計画等やインフラ資産に関する長寿命化計画等を本計画の下位の個別計画と位置づけることとします。

◇公共施設等総合管理計画の位置づけ



(4) 計画期間

公共施設の管理運営においては、中長期的な視点を用いる必要があるため、本計画の対象期間は 2024 (令和 6) 年度～2063 (令和 45) 年度の 40 年間とします。ただし、本町を取り巻く社会情勢や財政状況、取り組みの進捗状況等を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うこととします。

2. 公共施設等の現状

(1) 公共建築物一覧

本計画で対象となる公共施設は 55 施設、総延床面積は 35,155.99 m²であり、町民 6,340 人(2023(令和5)年 10月1日現在、住民基本台帳記載人数)の一人あたりでは 5.48 m²となります。

◇公共施設の一覧

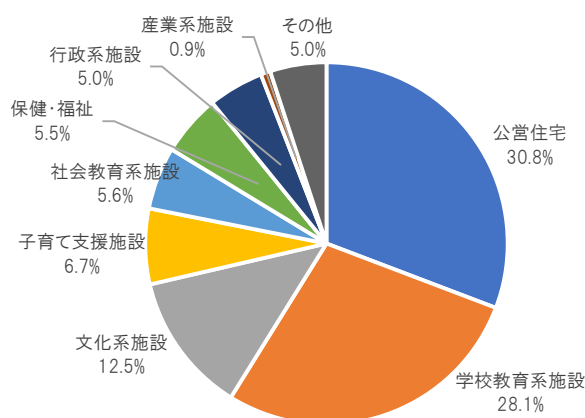
施設類型	主な内容	施設数	建物延床面積 (m ²)
公営住宅	町営住宅	10	10,818.11
学校教育系施設	小学校、中学校、給食センター	5	9,875.23
文化系施設	リベルテホール、集会所	7	4,402.27
子育て支援施設	幼稚園、放課後児童クラブ	4	2,368.20
社会教育系施設	文化センター、歴史研修センター	5	1,958.74
保健・福祉	保健センター、介護予防施設	5	1,916.28
行政系施設	役場、消防団屯所	7	1,741.42
産業系施設	交流拠点施設、夢創館	2	310.89
その他	火葬場、農産物処理加工施設	4	1,764.85
合計		49	35,155.99

(2022(令和4)年3月末現在)

出典：高取町施設一覧表

※ 施設数は、公共施設を管理する単位ごとに1施設としています。複合施設や併設施設の施設数については、同じ施設の名称であっても、複数の施設大分類で計上されていますので、施設名の数と施設数は一致しません。

◇類型別延床面積割合

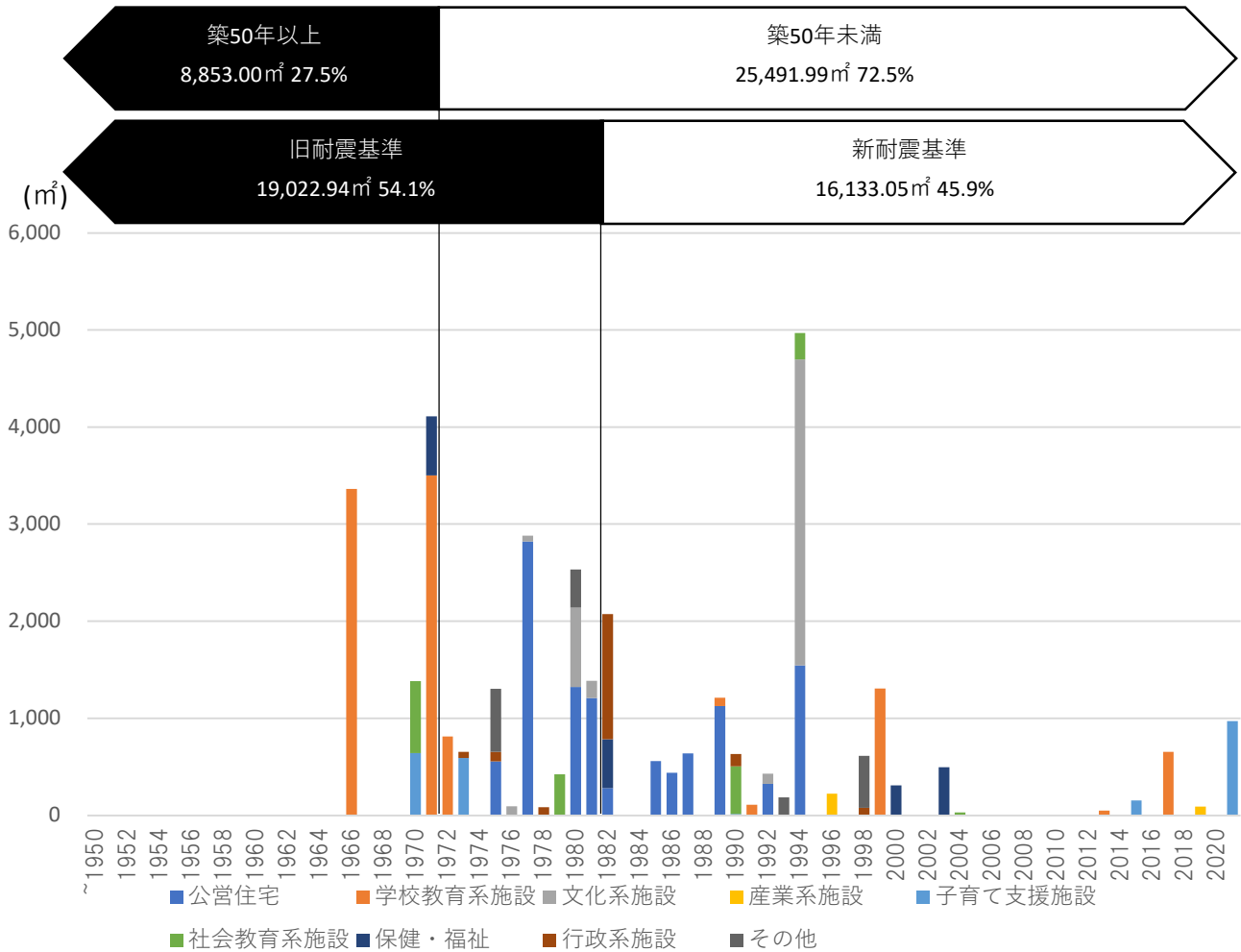


施設類型	合計面積(m ²)
公営住宅	10818.11
学校教育系施設	9875.23
文化系施設	4402.27
子育て支援施設	2368.20
社会教育系施設	1958.74
保健・福祉	1916.28
行政系施設	1741.42
産業系施設	310.89
その他	1764.85
合計	35155.99

(2) 公共建築物築年度別整備状況

建築年度別に見ると、1966(昭和41)年、1971(昭和46)年、1994(平成6)年に整備された施設の延床面積が比較的大きく、これは高取中学校(1966(昭和41)年)、たかむち小学校(1971(昭和46)年)、リベルテホール(1994(平成6)年)、町営住宅丹生谷第3団地(1995(平成6)年)等の整備によるものです。なお、旧耐震基準(1981(昭和56)年以前)の建物の割合は54.1%となっています。

◇建築年度別の面積

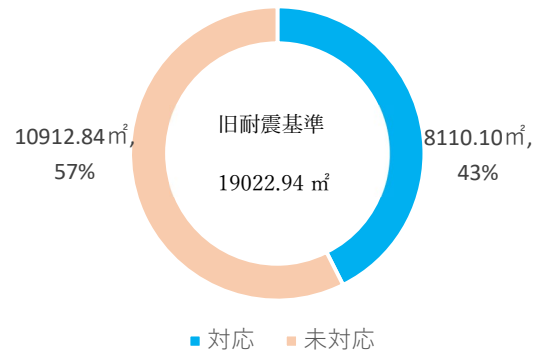


年代	施設類型									合計
	公営住宅	学校教育系施設	文化系施設	産業系施設	子育て支援施設	社会教育系施設	保健・福祉	行政系施設	その他	
1950年代以前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1960年代	0	3,361	0	0	0	0	0	0	0	3361
1970年代	3,377	4,313	150	0	1,230	1,162	609	251	650	11741.91
1980年代	5,572	85	995	0	0	0	505	1,288	393	8837.78
1990年代	1,869	1,414	3,257	222	13	766	0	203	722	8465.54
2000年代	0	0	0	0	0	31	802	0	0	833.46
2010年代	0	702	0	89	155	0	0	0	0	945.64
2020年代	0	0	0	0	971	0	0	0	0	970.66
合計	10818.11	9875.23	4402.27	310.89	2368.2	1958.74	1916.28	1741.42	1764.9	35155.99

高取町 公共施設一覧表より 2022(令和4)年3月現在

◇旧耐震基準の耐震化状況

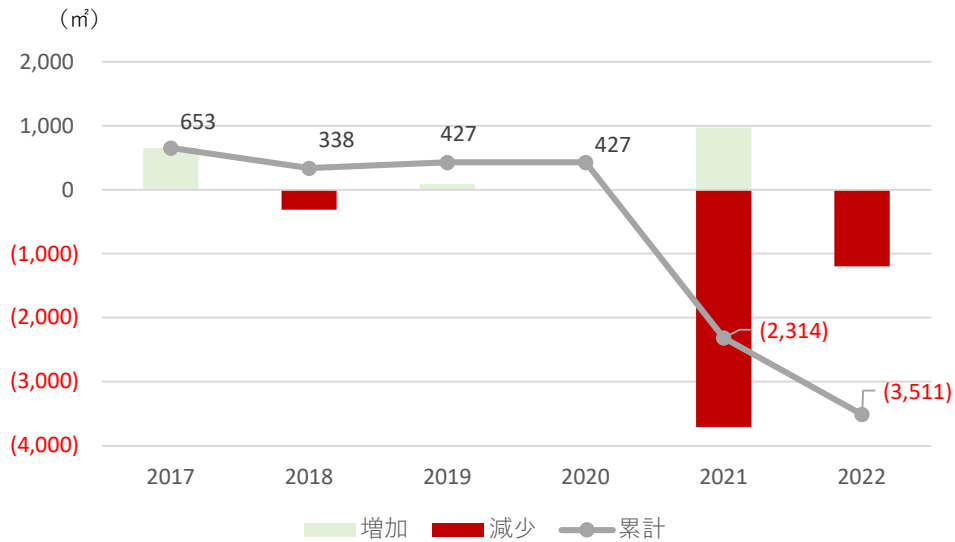
旧耐震基準で建設した施設の耐震化状況は右記の通りとなっており、避難所指定のある施設は優先的に耐震化改修を行っていますが、現状では未対応施設が50%を超えています。



(3) 前回計画策定後の施設保有量の増減(過去に行った対策の実績)

2016(平成28)年度に総合管理計画を策定してから、本町は施設の新設・建て替え、除却・譲渡に取り組み、維持管理する施設の圧縮を行いました。その結果、2021(令和3)年度では2,314 m²の減少、2022(令和4)年度では、合計3,511 m²の施設の延床面積を削減することとなりました。

◇公共建築物の延床面積増減推移表



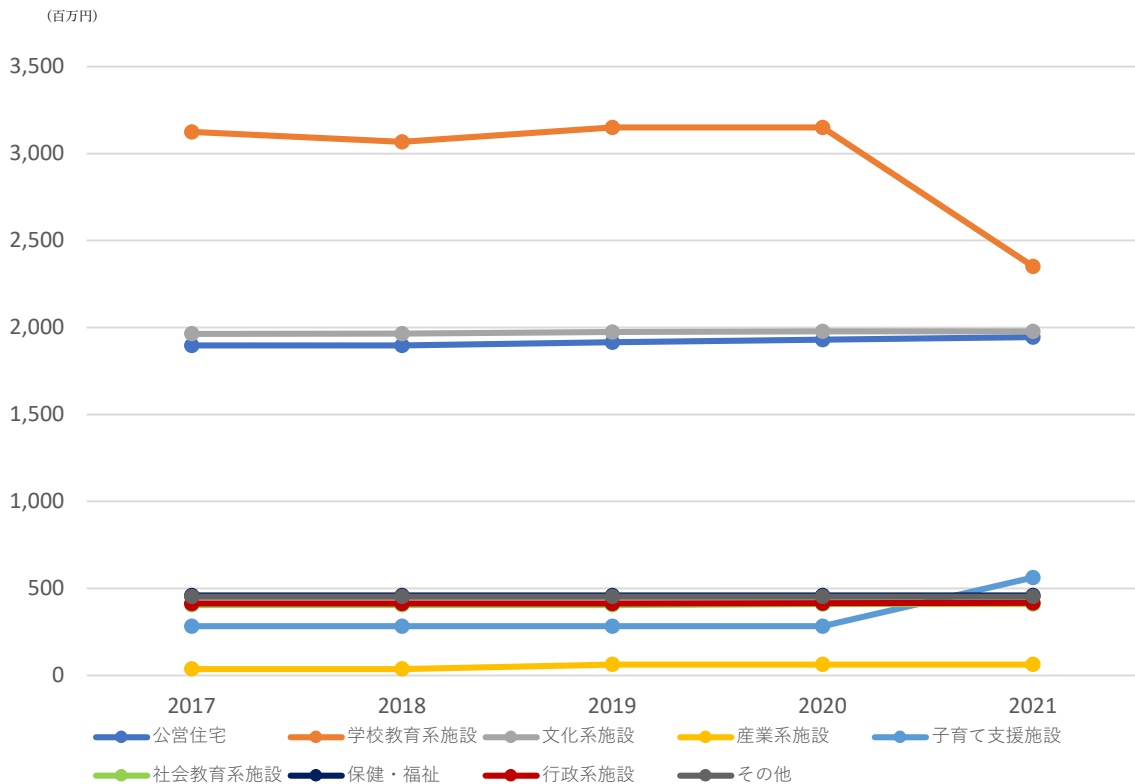
高取町 公共施設一覧表より 2022(令和4)年3月現在

年度	増減	要因	延床 (m²)	施設類型	施設名称
2017	増加	新設	653.23	学校教育施設	給食センター
2018	減少	解体	315.00	学校教育施設	たかむち小学校 給食センター
2019	増加	新設	88.87	産業系施設	交流拠点施設ワニナル
2021	減少	譲渡	3,711.50	学校教育施設	育成小学校校舎
2021	増加	新設	970.66	子育て支援施設	たかとり幼稚園
2022	減少	解体	1,197.00	公営住宅	丹生谷第4団地

(4)施設類型ごとの取得価額の推移及び有形固定資産減価償却率の推移

2017（平成28）年度と2021（令和3）年度を比較すると、公共建築物の取得価額は約4億円減少していますが、減少の主な内訳は前頁のとおりです。施設類型ごとの有形固定資産減価償却率は増加傾向にある一方で、学校教育施設や子育て支援施設、産業系施設は改善傾向にあります。

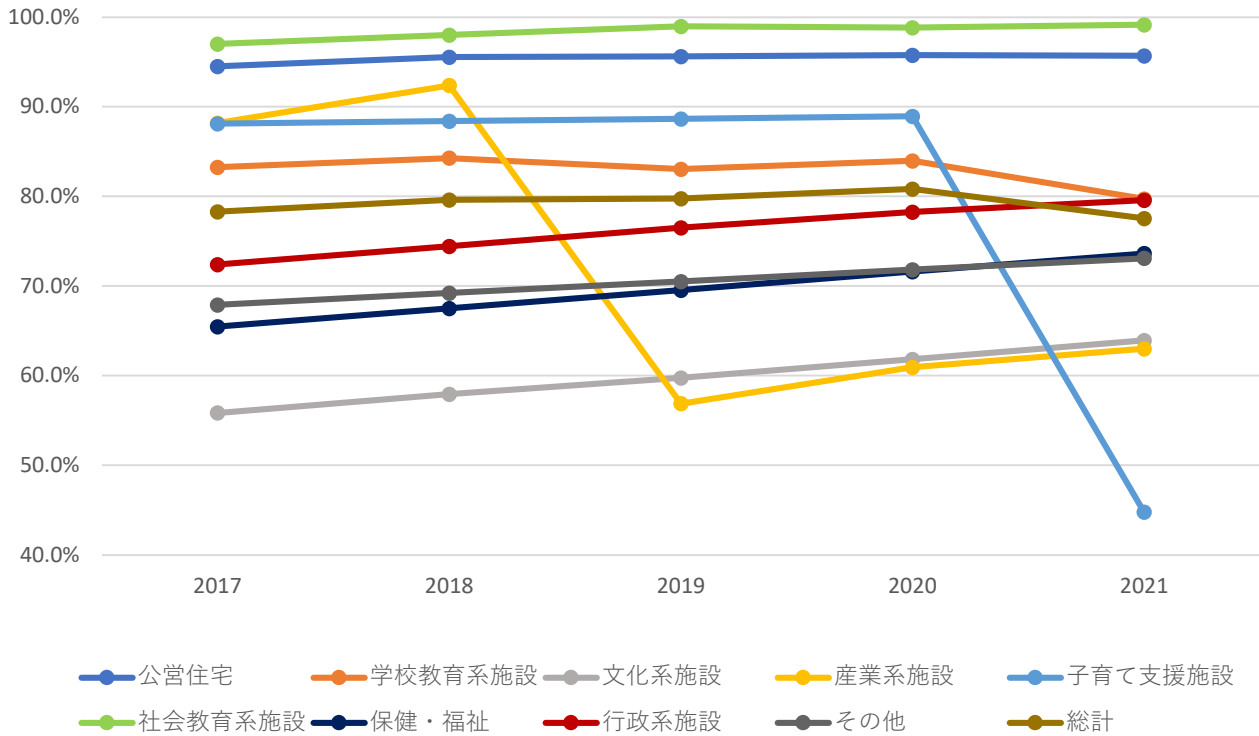
◇公共建築物の取得価額経年推移



取得価額	2017	2018	2019	2020	2021
公営住宅	1,897	1,897	1,915	1,929	1,945
学校教育系施設	3,125	3,067	3,150	3,150	2,352
文化系施設	1,964	1,966	1,975	1,978	1,978
産業系施設	37	37	63	63	63
子育て支援施設	283	283	283	283	563
社会教育系施設	406	406	406	410	410
保健・福祉	460	460	460	460	460
行政系施設	413	413	413	415	417
その他	453	453	453	453	453
総計	9,039	8,983	9,119	9,141	8,643

高取町 公共施設一覧表より 2022（令和4）年3月現在

◇施設類型ごとの有形固定資産減価償却率の推移



有形固定資産減価償却率	2017	2018	2019	2020	2021
公営住宅	94.5%	95.6%	95.6%	95.8%	95.7%
学校教育系施設	83.3%	84.3%	83.0%	84.0%	79.7%
文化系施設	55.9%	57.9%	59.8%	61.8%	63.9%
産業系施設	88.2%	92.4%	56.9%	61.0%	63.0%
子育て支援施設	88.1%	88.4%	88.7%	88.9%	44.8%
社会教育系施設	97.0%	98.0%	99.0%	98.8%	99.2%
保健・福祉	65.5%	67.5%	69.6%	71.6%	73.6%
行政系施設	72.4%	74.5%	76.5%	78.2%	79.6%
その他	67.9%	69.2%	70.5%	71.8%	73.1%
総計	78.3%	79.6%	79.7%	80.8%	77.6%

高取町 公共施設一覧表より 2022 (令和4) 年3月現在

(5)インフラ施設一覧

本町が所有し管理する道路は、223 路線、約 83km となっています。また、本町が管理する橋りょうは 82 橋あり、うち橋長 15m 以上のものは 9 橋となっています。

公共下水道事業は 1992(平成4)年から事業に着手し、2000(平成 12)年の供用開始以降、順次拡大を図り、現在は約 17km の管路が布設されています。

◇インフラ施設の一覧

種別	主な内容 (mは実延長、㎡は面積)
道路	83,218.9m 390,896.7㎡
橋りょう	711.5m 3,850.2㎡
下水道 (管路)	排水管17,212m

道路及び橋りょう (2024 (令和 6) 年 3 月末現在)

下水道 (管路) (2022 (令和 4) 年 3 月末現在)

3. 公共施設等の将来の更新費用の試算結果

(1) 将来更新費用の算定方法

① 基本的な考え方

将来更新費用の試算について、総務省の公共施設等更新費用試算ソフト(以下、「試算ソフト」という)や文部科学省の学校施設個別施設計画の考え方、固定資産台帳記載の耐用年数に基づき、施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み(従来型の手法)と長寿命化対策を反映した場合の見込み(長寿命化型の手法)を算定しました。

【従来型について】

公共施設等の種類ごとに、耐用年数経過後に、現在と同じ量(面積、延長)で更新すると仮定し、「数量×更新単価」にて、調査年度から40年度分の更新費用を試算します。

- ✓ 公共施設等の種類ごとに、耐用年数経過後に、現在と同じ量(面積、延長)で更新すると仮定
- ✓ 数量×更新単価にて、翌年度から40年度分を試算

【長寿命化型について】

公共施設等の種類ごとに、目標耐用年数を設定し、予防保全的な管理を前提とした費用の試算をしました。また、個別施設計画を策定し、長寿命化対策を行う施設については、個別施設計画の数値を用いております。

- ✓ 公共施設等の種類ごと(公共建築物は一つ一つの施設ごと)に、目標耐用年数を設定し、長寿命化、複合化や統廃合のシナリオを設定。
- ✓ 数量×更新単価にて、翌年度から40年度分を試算

※地域が管理している改良住宅集会所、丹生谷西ヶ町集会所、丹生谷総合センター、丹生谷八尾寺集会所、丹生谷消防詰所、丹生谷消防車庫詰所は算定対象に含めておりません。

② 各施設の数量と試算方法の前提について

種別	従来型	長寿命化型	数量
公共建築物	—	施設ごとに建替え（従来型）、廃止、長寿命化のシナリオを設定 目標耐用年数50年：木造、鉄骨、コンクリート 目標耐用年数80年：鉄筋コンクリート 個別施設計画の対象施設は個別施設計画に準じる	—
	法定耐用年数の1/2で 大規模改修（修繕期間2年）	目標耐用年数の1/2で長寿命化改修（修繕期間2年）	延床面積（㎡） （分類別・年度別）
	法定耐用年数で 建替え（建替え期間3年）	目標耐用年数で建替え（建替え期間3年）	延床面積（㎡） （分類別・年度別）
	—	目標耐用年数の1/4と3/4で大規模改造（修繕期間1年）	延床面積（㎡） （分類別・年度別）
道路	20年ごとに打ち換え	—	舗装面積（㎡）
橋りょう	60年後に更新	個別施設計画に準じる	橋りょう面積（㎡）（構造別・ 年度別）
下水道管	50年後に更新	—	管路延長（m） （管種別・年度別）

なお、建替え、更新実施年を既に経過している場合、公共施設は10年、橋りょうは5年で積み残しを処理すると仮定しています。

また、建替え、更新実施年を10年以内に建替えを迎えることとなる施設は大規模改修や長寿命化改修、大規模改造工事を行いません。建替えや除却を迎える施設はその年度に除却工事費用を加算しております。

【法定耐用年数とは】

使用可能期間に当たるものとして財務省令の別表に定められた年数です。本計画では、固定資産台帳上の年数を用いております。

【目標耐用年数とは】

物理的耐用年数を言います。物理的耐用年数とは、建物躯体や構成材が物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される限界性能を下回る年数です。本計画では、木造及び鉄骨造りを50年とし、鉄筋コンクリート造りを80年としております。

③ 更新単価

各施設の更新単価は以下のとおりです。

(ア) 公共施設

(単位：千円/㎡)

種別	従来型		長寿命化型		
	建替え	大規模改修	建替え	長寿命化改修	大規模改造
公営住宅	280	170	280	140	70
学校教育系施設	330	170	330	165	83
文化系施設	400	250	400	200	100
子育て支援施設	330	170	330	165	83
社会教育系施設	400	250	400	200	100
保健・福祉	360	200	360	180	90
行政系施設	400	250	400	200	100
産業系施設	330	170	330	165	83
その他	360	200	360	180	90

※維持補修費は過去5年間の実績値の平均と同様とします

(イ) 道路

(単位：千円/㎡)

種別	単価
一般道路	4.7

(ウ) 橋りょう

(単位：千円/㎡)

種別	単価
PC・RC・石橋・木橋・ その他	425
鋼橋	500

(エ) 下水道管

(単位：千円/m)

種別	更新単価
コンクリート管・塩ビ管・ その他	124

(2) 将来更新費用の試算結果

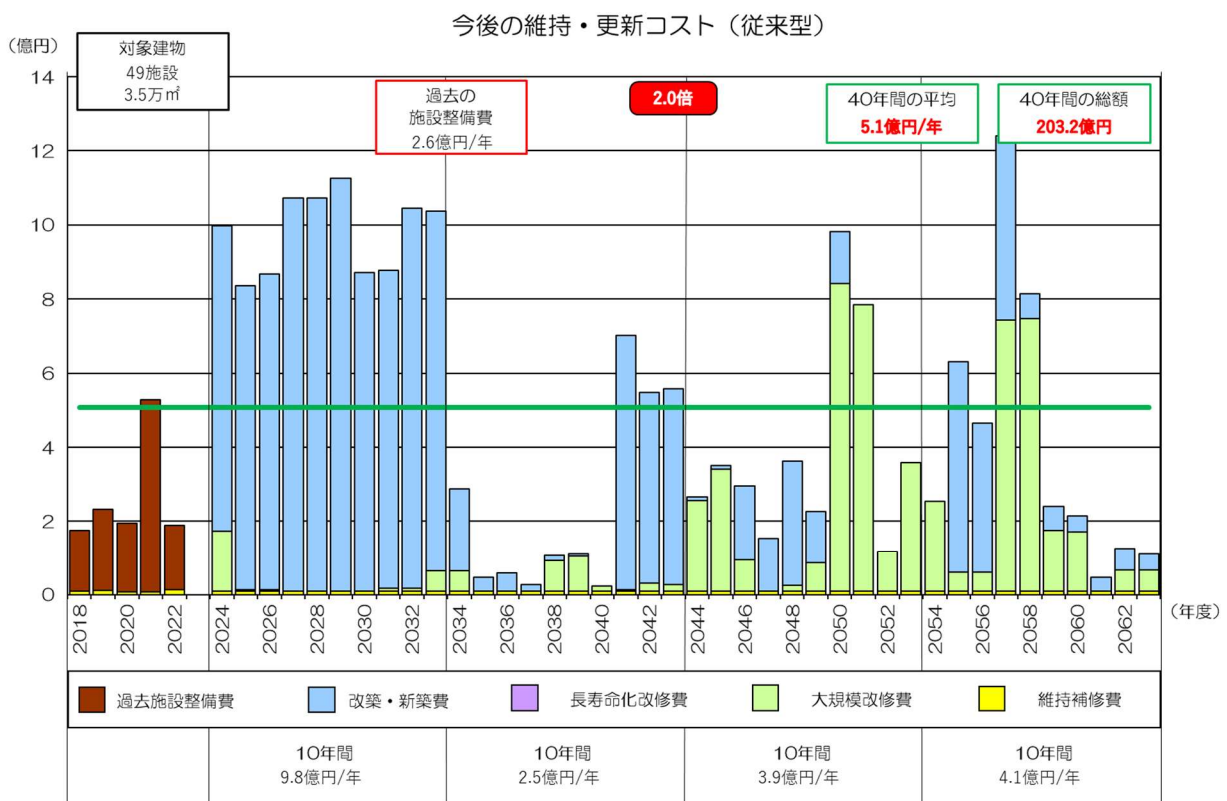
① 公共建築物

【従来型】

本町が現在保有している公共建築物を今後 40 年間維持するために必要な更新費用等は 203.2 億円となり、1年あたりに換算すると年平均 5.1 億円となります。過去 5 年間の年平均施設整備費と比較して約 2.0 倍になります。

2024(令和 6)～2033(平成 15)年度に大規模改修費用が大きくなっているのは、耐用年数を経過した公共建築物の大規模改修時期が 10 年間にわたり到来することによるものです。

◇公共施設の更新費用の試算結果（従来型）

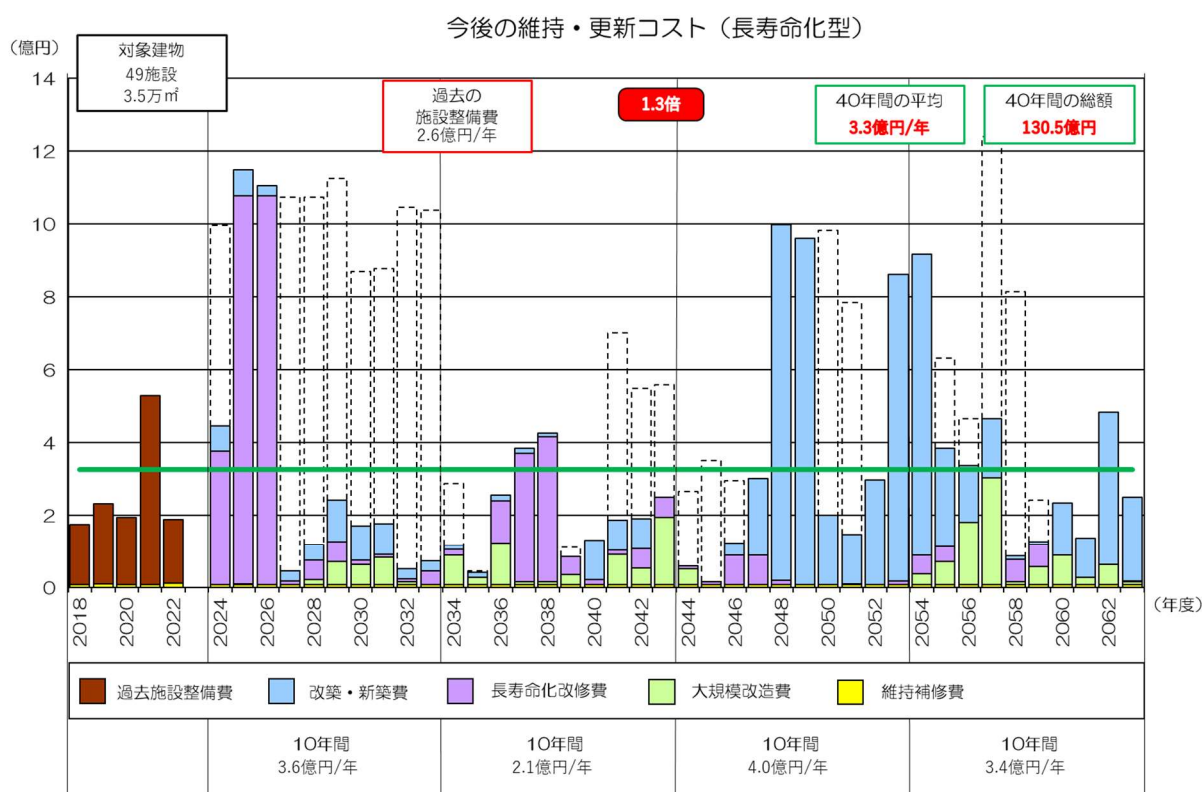


【長寿命化型】

本町が現在保有している公共建築物を今後 40 年間維持するために必要な更新費用等は 130.5 億円となり、1 年あたりに換算すると年平均 3.3 億円となります。過去 5 年間の年平均施設整備費と比較して約 1.3 倍になります。

2024(令和 6)～2046(令和 28)年度の長寿命化改修費 2048(令和 30)～2054(令和 36)年度の改築費が大きくなっているのは、たかむち小学校や高取中学校の長寿命化改修時期や改築時期を迎えることによるものです。

◇公共施設の更新費用の試算結果（長寿命化型）



② 道路

道路の更新費用は、今後 40 年間で 36.7 億円、年平均 0.9 億円となり、過去 5 年間の年平均投資的経費と比較して 0.6 倍になります。

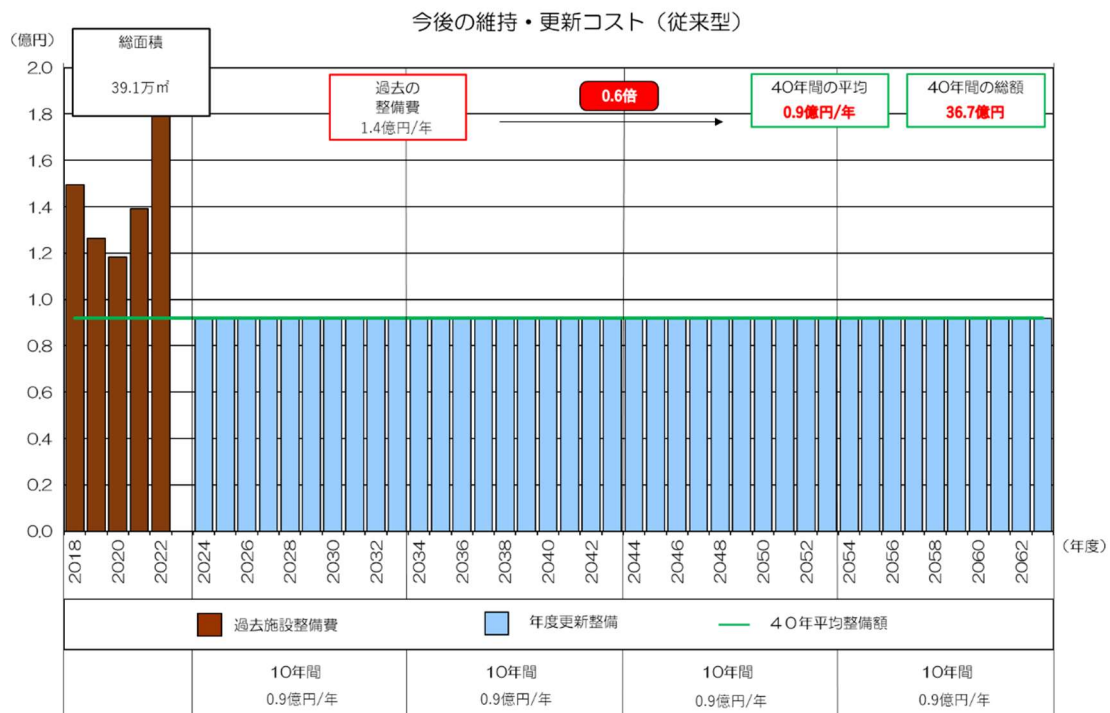
道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難です。そのため、道路の面積を実態に見合った耐用年数(舗装 20 年)で均等に割った数量を年間の更新量と仮定して計算しています。

◇道路の概況

路面幅員	面積(㎡)	延長(m)
6.5m以上	127,199.0	36,606.8
4.5m以上6.5m未満	123,896.8	
2.5m以上4.5m未満	115,914.9	34,083.8
1.5m以上2.5m未満	21,259.7	10,141.3
1.5m未満	2,626.3	2,387.0
合計	390,896.7	83,218.9

(2024 (令和 6) 年 3 月末現在)

◇道路の更新費用の試算結果



③ 橋りょう

橋りょうの更新費用は、今後 40 年間で 14.4 億円、年平均 0.4 億円となり、過去 5 年間の年平均投資的経費と比較して 801.6 倍になります。橋梁個別施設計画を策定した結果、2024(令和 6)–2028(令和 10)年までの間で 1.2 億円の縮減効果額を生み出しました。

なお、整備年度不明分に係る更新費用は、40 年にわたって均等に費用が発生するものと仮定しています。

◇橋りょうの概況（構造別年度別面積）

(単位：㎡)

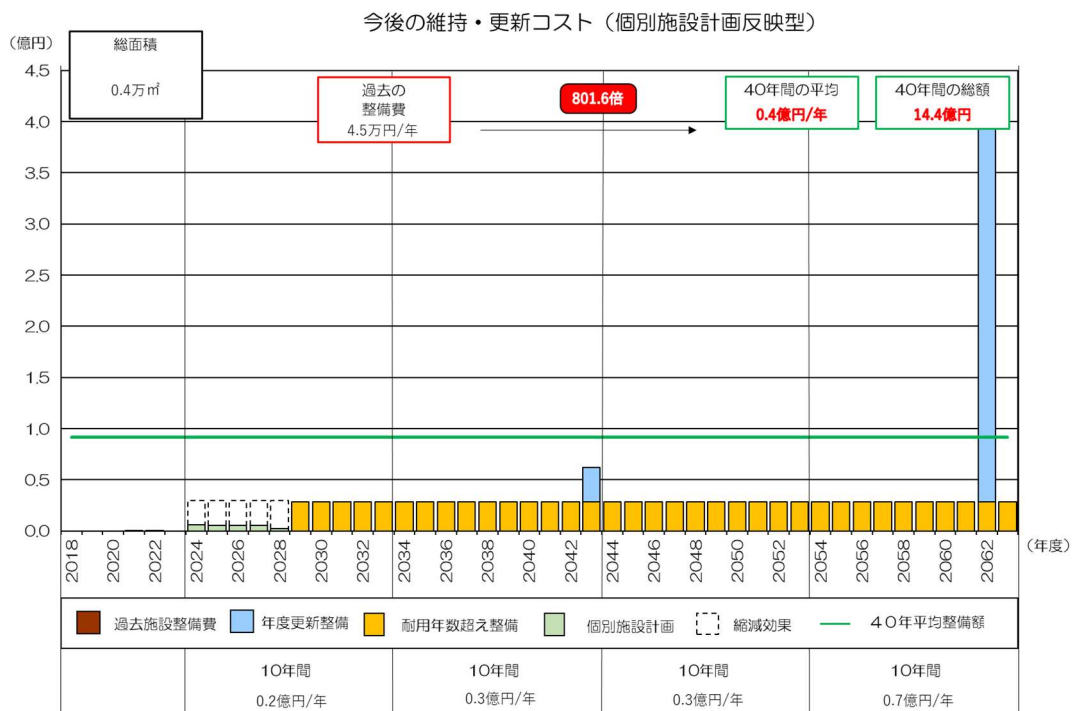
年度	PC橋	RC橋	鋼橋	石橋	木橋 その他	合計
～1950				14.3		14.3
1983	61.2	17.1				78.3
2002	903.6					903.6
2006	181.3					181.3
年度不明	1,550.6	999.6	106.9	15.6		2,672.7
合計	2,696.7	1,016.7	106.9	29.9	-	3,850.2

橋梁調査より（2024（令和 6）年 3 月末現在）

※ PC 橋：桁に PC(プレストレスト・コンクリート)を使った橋。PC は鉄筋コンクリートに比べて、ひび割れを発生しにくくし、より強い荷重に対抗できるように丈夫にしたコンクリートのこと。

※ RC 橋：桁に鉄筋コンクリートを使った橋。

◇橋りょうの更新費用の試算結果

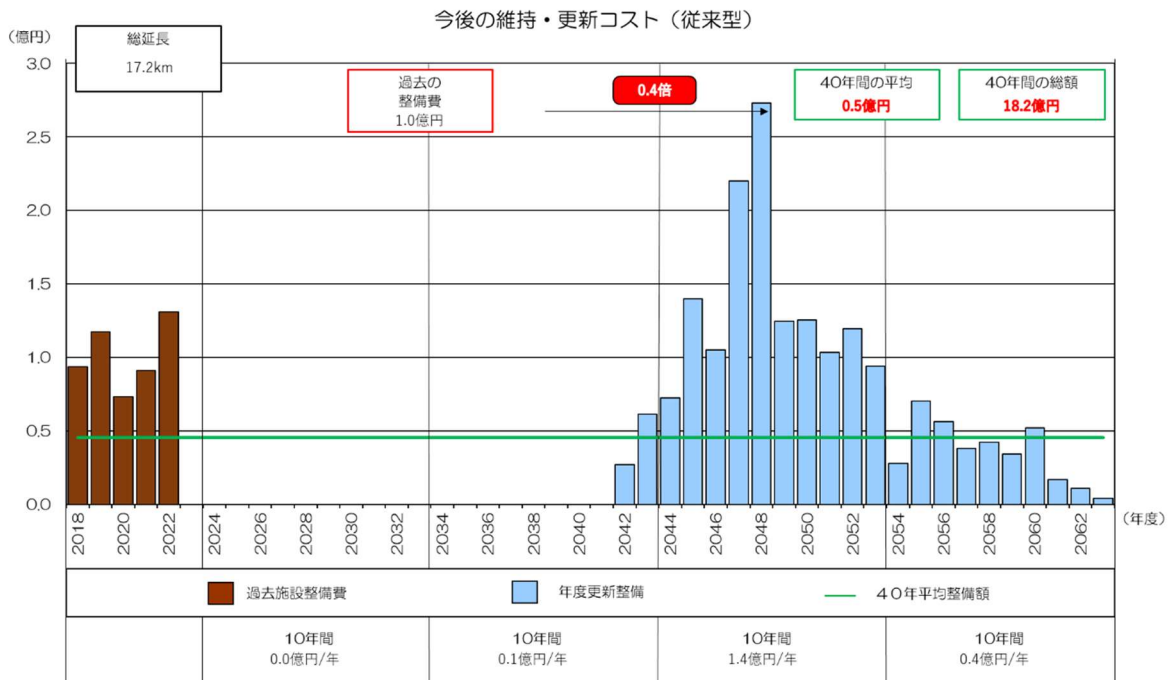


④ 下水道

下水道施設・管路の更新費用は、今後 40 年間で 18.1 億円、年平均 0.5 億円となり、過去 5 年間の年平均投資的経費と比較して 0.4 倍になります。2047(令和 29)年度、2048(令和 30)年度に更新費用が突出しているのは、整備延長が長い 1997(平成9)年度、1998(平成 10)年度の 50 年の更新時期を迎えるためです。

なお、今後 40 年間における投資的経費の額が比較的小さいのは、下水道管の整備開始年度が 1992(平成4)年と比較的新しく下水道管の更新年度は 2042(令和 24)年度に開始され、2042(令和 24)年度から 2063(令和 45)年度までの 14 年間の更新費用だけが集計されているためです。

◇下水道の更新費用の試算結果



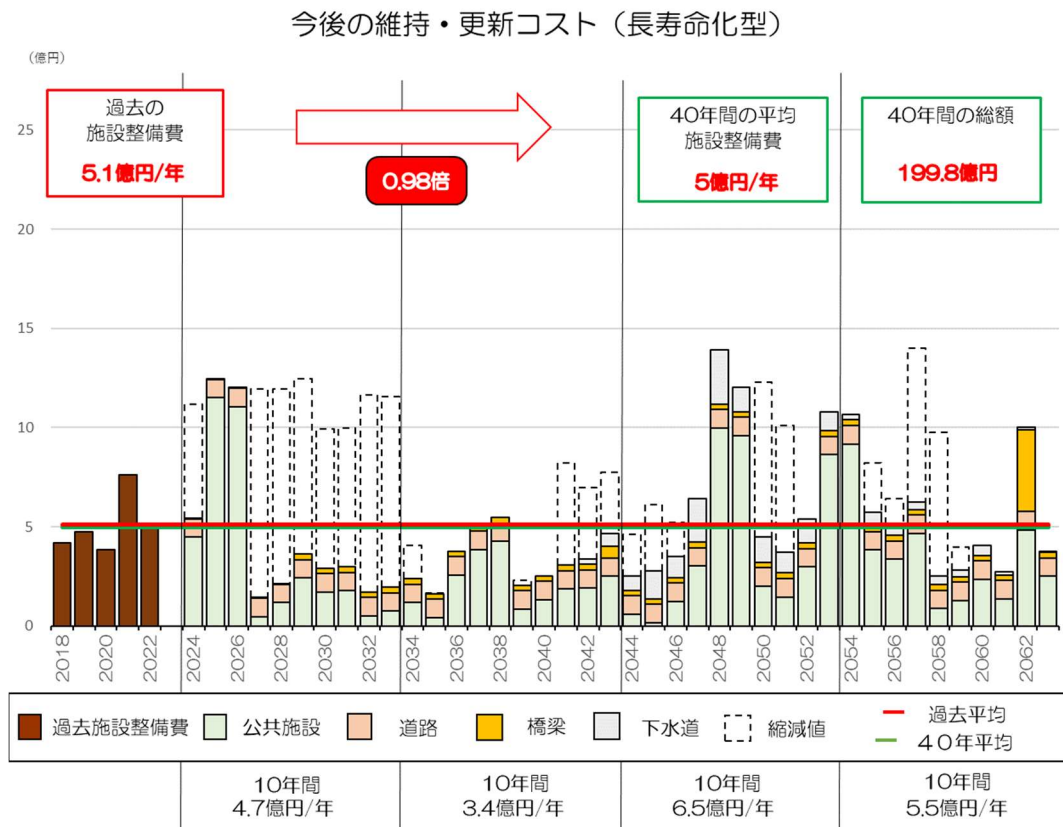
⑤ 公共施設等全体

◇更新費用の試算結果

施設区分	既実績 (過去5年) 年平均 (単位:億円)	今後の推計						年平均での既実績との比較 長寿命化型/既実績(倍)
		40年間累計(単位:億円)			年平均(単位:億円)			
	従来型	長寿命化型	縮減効果	従来型	長寿命化型	縮減効果		
公共建築物	2.6	203.2	130.5	72.7	5.1	3.3	1.82	1.24
道路	1.4	36.7	36.7	0.0	0.9	0.9	0.00	0.63
橋りょう	0.0	15.7	14.4	1.2	0.4	0.4	0.03	801.55
下水道	1.0	18.2	18.2	0.0	0.5	0.5	0.00	0.45
合計	5.1	273.8	199.8	73.9	6.8	5.0	1.85	0.98

従来型(施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み)と長寿命化型(長寿命化対策を反映した場合)の見込み額は、上記の表となっており、公共建築物の長寿命化型の施設管理を行うことで40年間の累計で約73.9億円、年間に換算すると約1.85億円の対策効果額を生み出すことができる試算となりました。

また、過去5年間の年平均投資的経費と比較してみると、約0.98倍という結果になりました。公共建築物と橋りょうが、現在と比較して多くなる見込みとなっていますが、全体としては現在より整備費が少ない結果となりました。



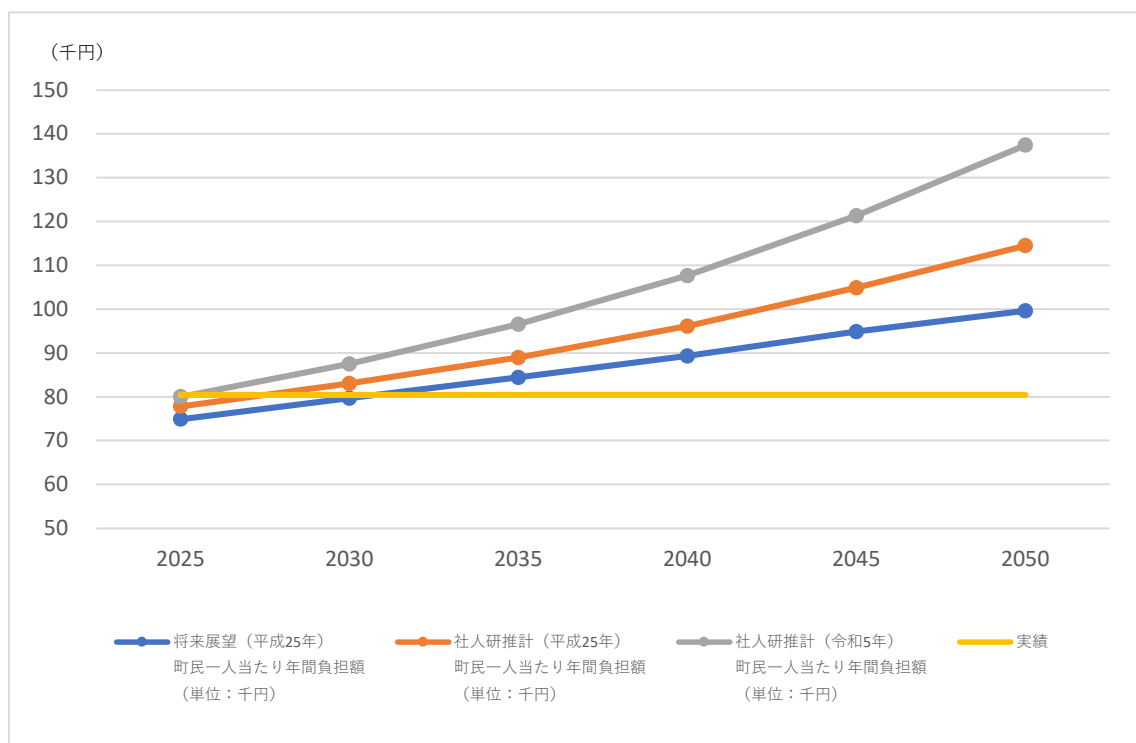
また、将来の更新費用について、町民一人当たりの負担額を将来人口の推計値を用いて計算すると、2050(令和32)年には、一番人口が多いシナリオで、約10万円、一番人口が少ないシナリオでは約13.7万円となり、過去5年間の実績と比較すると、約1.2-1.7倍と厳しい結果となっています。

◇更新費用の町民一人当たり負担額

項目	年平均更新費用 (単位：千円)	人口(令和5年)	町民一人当たり年間負担額 (単位：千円)
実績	509,864	6,340	80

項目	年平均更新費用 (単位：千円)	将来展望(平成25年) 人口(単位：人)	将来展望(平成25年) 町民一人当たり年間負担額 (単位：千円)	社人研推計(平成25年) 人口(単位：人)	社人研推計(平成25年) 町民一人当たり年間負担額 (単位：千円)	社人研推計(令和5年) 人口(単位：人)	社人研推計(令和5年) 町民一人当たり年間負担額 (単位：千円)
2025	499,511	6,650	75	6,400	78	6,225	80
2030	499,511	6,250	80	6,000	83	5,693	88
2035	499,511	5,900	85	5,600	89	5,161	97
2040	499,511	5,578	90	5,181	96	4,626	108
2045	499,511	5,250	95	4,750	105	4,107	122
2050	499,511	5,000	100	4,350	115	3,624	138

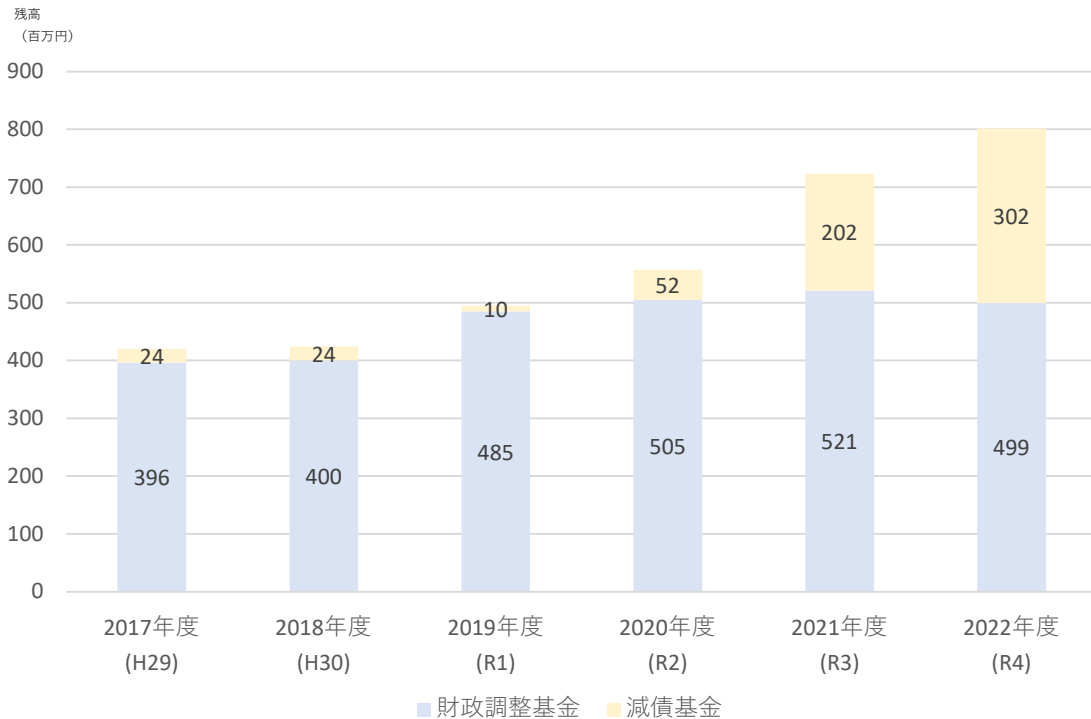
※ 人口の実績値と予想は P.3 と P.4 を用いております。



⑥ 充当可能な地方債・基金等の財源の見込みについて

公共施設等の維持管理・更新等に係る経費について、基金として保有している財政調整基金や減債基金を適時充当するほか、財政措置の高い地方債(過疎対策債や公共施設等適正管理事業債)の活用を行い、過度に将来負担が増加することがないように、費用と負担の平準化に努めます。

◇基金残高の推移



◇公共施設等適正管理地方債

対象事業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 【建築物（公民館等）】 ・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 【非建築物（グラウンド等）】 ・維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業 ※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。	90%	50%
② 長寿命化事業 【公共用建物】 ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設		財政力に応じて 30～50% (注)
③ 転用事業 ・他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 除却事業 ・公共施設等の除却を行う事業		-

交付税措置率の高い地方債から優先的に活用

Ⅲ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

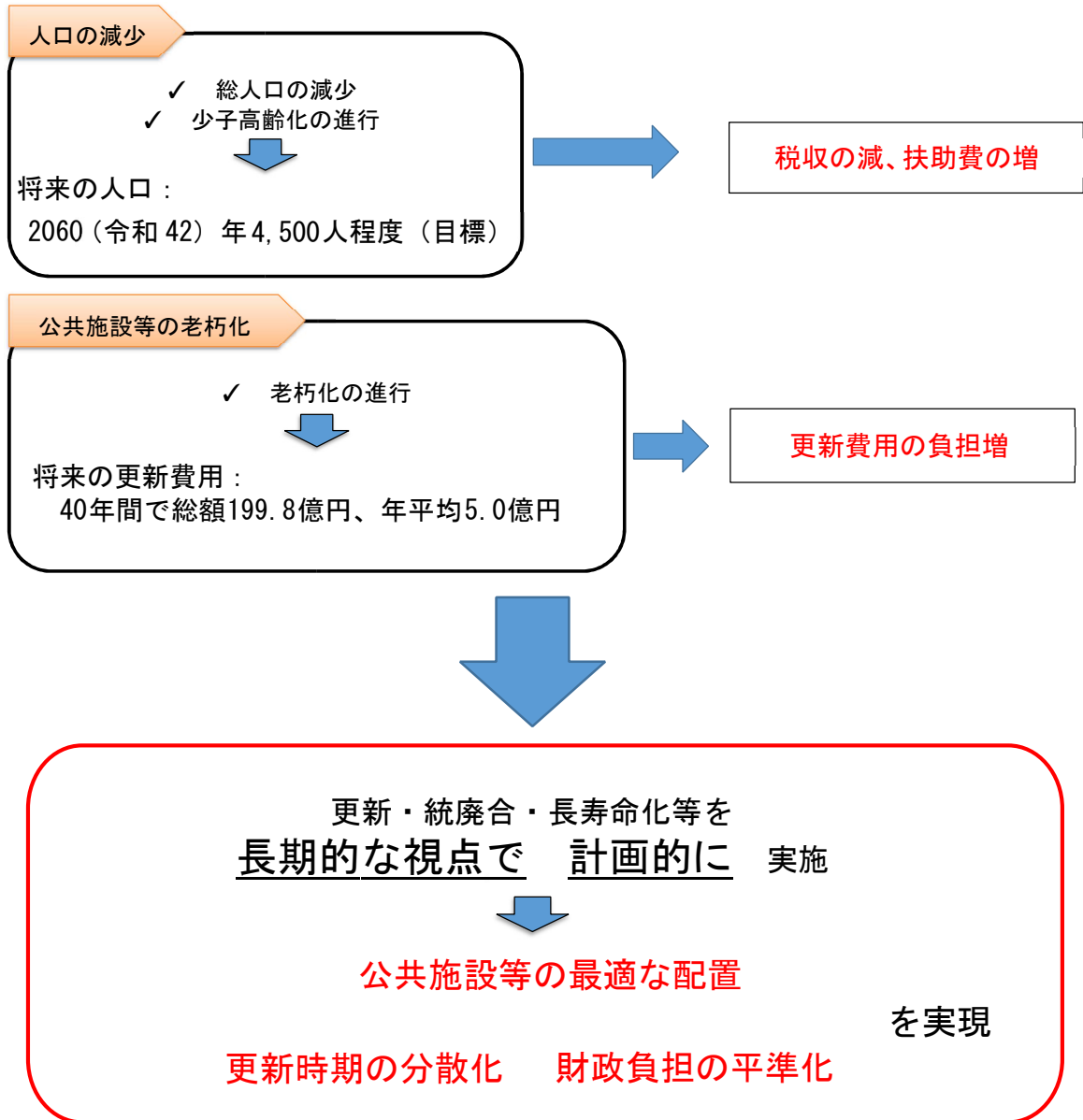
1. 現状や課題に関する基本認識

これまで見たとおり、本町では、今後、総人口の減少、少子高齢化が進行し、生産年齢人口(15歳～64歳)の減少が進むと想定されます。地方創生に向けた様々な施策により、2060(令和42)年に4,500人程度の人口を確保することを目指しますが、地方税をはじめとする自主財源の伸びはさほど期待できず、減少傾向が続くと想定されます。また、老年人口(65歳以上)の増加に伴い、扶助費の増加も考えられます。

一方、今後、多くの公共施設が更新時期を迎え、大規模改修や建替え等に係る費用の大幅な増加が見込まれています。今後40年間で要する更新費用を試算すると、総額199.8億円、年平均5.0億円となっています。これは、現在の0.98倍の金額ですので、一見負担は少なく感じます。ですが、将来人口の減少を踏まえ、町民一人当たりの負担額で比べてみると、2050(令和32)年には一人当たり約13.8万円、現在の1.7倍の金額という結果となっています。このままでは、公共施設等の全てを保有し、従前の管理手法のまま維持補修や建替えを行っていくことは、困難であると言わざるを得ません。管理手法の見直しや更新時期の分散化を図る必要があります。

厳しい財政状況の中、地域住民のニーズに対応したまちづくりを目指し、高取町総合戦略との整合性を確保しながら、老朽化した施設の改修・更新を計画的かつ効率的に推進することが求められます。本町の現状と課題を踏まえて、長期的な視点で重要度を勘案した目指すべき基本的な管理方針を定め、全庁的な体制で取り組んでいきます。

◇高取町の現状と課題



2. 公共施設等の今後の取組目標

(1) 基本方針

これらの課題に対応するため、提供する公共サービスの優先順位づけや住民ニーズに見合った施設規模の検証等を行うことで、公共施設等の更新等費用の縮減を図り、真に必要とされる公共サービスを維持・確保していくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、本町では、以下の基本方針に基づき、公共施設等の全体最適化を図り、「一人一人が輝けるまち 高取～こどもから高齢者までみんなで取り組むまちづくり～」を実現していきます。

基本方針1 施設保有量の適正化

< 公共建築物 >

人口減少や利用状況などの動向を踏まえ、公共施設の統合、集約化・複合化、廃止などにより、総量の適正化を図り、費用を抑制していけるか検討していきます。

< インフラ資産 >

インフラ資産は、社会基盤となる施設であるため、基本的に現時点では総量の縮減が困難であると考えています。計画的な保全や改修手法を確立し、維持更新費用の縮減を図り、持続可能な施設保有を目指します。

基本方針2 効率的な維持管理手法の確立

< 公共建築物 >

今後も保有し続ける施設については、予防保全的な維持管理を行い、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することにより、突発的な事故を減少させ、改修費用の抑止につなげます。また、定期的な点検を行い、より施設を長く利用できるようにします。

< インフラ資産 >

予防保全型の維持管理を行い、施設の長寿命化を推進するとともに、中長期的な視点による計画的かつ戦略的な維持管理に努め、更新等費用の抑制・平準化を図ります。

基本方針3 安全で安心な公共施設等の提供

<公共建築物>

今後も保有し続ける施設については、予防保全型の維持管理への転換により、安全性を確保していきます。

<インフラ資産>

災害時にも必要な機能を確保できるよう計画的に整備・更新を進め、町民生活の安全性及び利便性の確保を図ります。

基本方針4 新たなニーズに対応した行政サービスの水準を提供

<公共施設>

今後も安定した公共サービスを提供し続けていくため、市民や地域のニーズの変化に対応し、まちづくりの視点を踏まえ、施設の機能の充実・見直しを図ります。

新たなニーズに対しては、集約化や複合化などによる、機能の見直しや機能の更新を検討します。

<インフラ資産>

変化するニーズを的確に把握し、新たなニーズへの対応や機能の強化を効率的に行います。

(2) 数値目標

【公共建築物】

計画期間の40年間で現状の公共建築物の総量を維持する場合、年平均で約5.1億円の更新費用等が必要です。また、いくつかの施設を除却し、それ以外の施設に対して予防保全的な維持管理を行う試算をした場合、年平均で約3.3億円の更新費用等が必要です。後述した内容で今後は整備していくと仮定すると、2018(平成30)年から2022(令和4)年の5ヵ年における建築物に係る施設整備費の年平均額である2.6億円を今後も確保するものとして、一年あたりの整備費の不足額は0.7億円/年(21.2%)となります。

この問題への解決策として2点あげられます。1点目は不足額0.7億円/年の財源を確保する方法で、2点目は、施設の改築や統廃合にあたり、施設の総延床面積を削減する方法です。仮に、計画期間内である40年後(2063(令和46年))までに更新する建築物について、計画で削減する施設を除いた延床面積を施設整備費の不足分(21.2%)に合わせて削減した場合、削減する延床面積は約7,106.3㎡となります。

◇40年後の公共建築物の総床面積

項目	数値
今後40年間の施設整備費(年平均)	3.3億円
過去5ヵ年の施設整備費(年平均)	2.6億円
施設整備費の不足額(年平均)	0.7億円(21.2%)
現状の延床面積	35,155.99㎡
計画削減量	1,635.9㎡
計画施設量	33,520.09㎡
更なる削減(計画施設量*21.2%)	7,106.3㎡

このことから、本町では以下の目標を設定します。

◆数値目標(以下の2つの目標のうち1つの達成を目指します。)

①財源の確保

効率的な行政運営や、施設管理に努め、不足額分の財源0.7億円/年の確保を目指します。

②総延床面積の削減

40年後の2063(令和45年)までに、公共建築物の延床面積を8742.2㎡(1,635.9+7,106.3)削減することを目指します。

上記の目標に関して、町の財政と行政がより良いものとなるよう、計画中の見直しを随時行います。

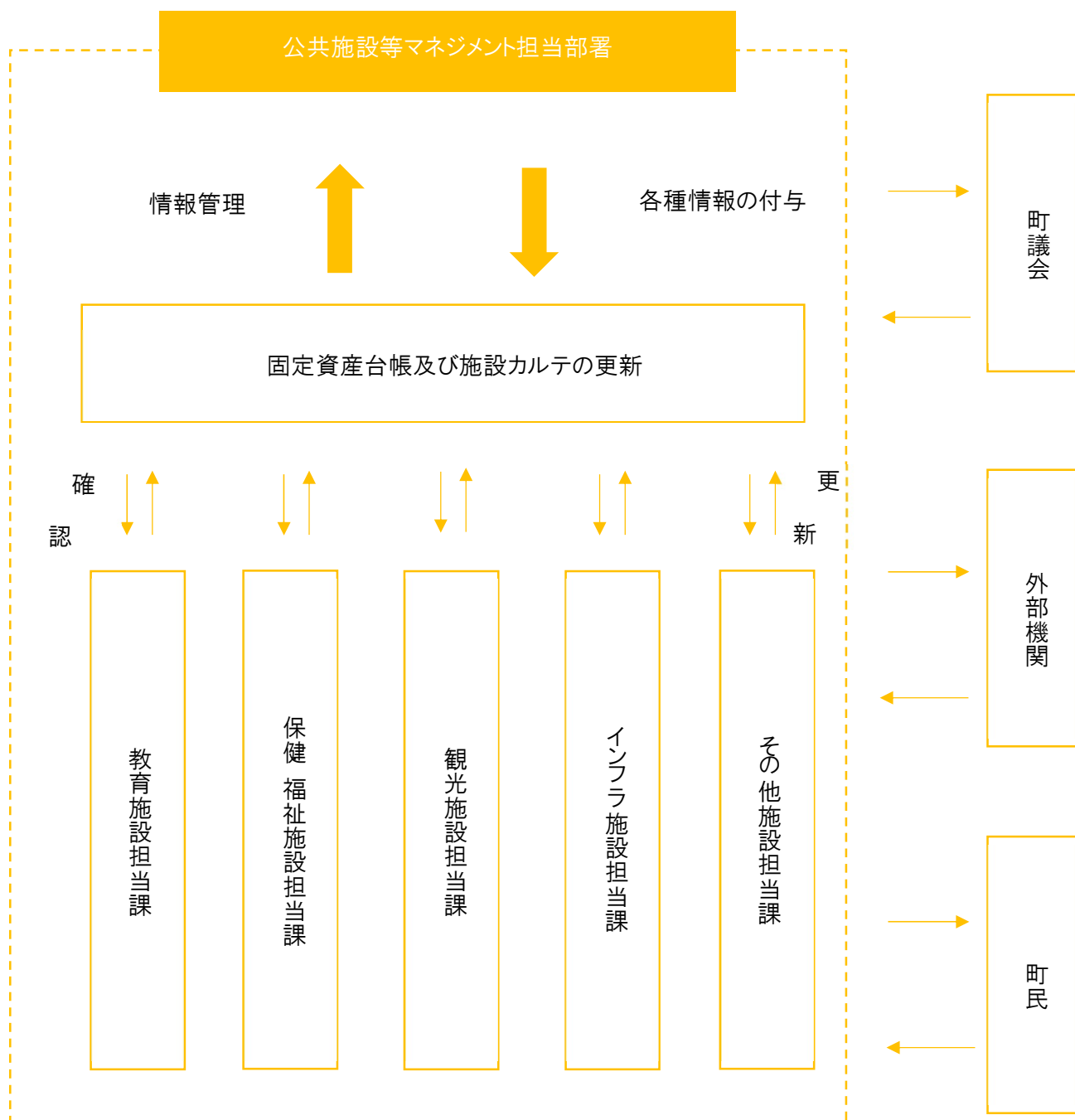
【インフラ資産】

インフラ資産については、総量を削減する方針とせず、整備したインフラ資産を計画的に修繕・更新することで、維持管理コストの削減を目標とします。

3. 推進体制

施設を効率的に維持管理し基本方針に基づき取り組むため、全庁的な取組体制を構築します。また、効果的、効率的に実施していくため、担当部署、財政当局と連携を図り、職員一人ひとりが公共施設マネジメント導入についての意義を理解し、創意工夫をもって取り組み、町民サービス向上のために努めます。

【推進体制イメージ】



4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

建物の劣化及び機能低下を防ぐため、総合的な管理運営や保守点検及び整備を行います。施設の継続的な運営(利用)を実施することが確実に見込まれている施設については、法定点検のほか、予防保全型維持管理の視点に立って必要に応じて任意の調査、点検を効果的に実施することとします。また、利用率の低い施設は、その状態を把握、勘案し早期に廃止、転用(用途変更)、取り壊し等の合理化が図れるようにデータを蓄積し、全庁で情報を共有できるようにするための事務執行方法を検討します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

国の示す『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、利用率、効用、意義、老朽度等を総合的に勘案し、維持管理、修繕、更新等を実施します。大規模な改善や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進します。

施設の総量の削減、安全・安心の観点等からも廃止や修繕不可能な施設については、積極的に取壊しを検討します。くわえて、施設の取壊しに際しては優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。また、今後も利用見込みのない施設等については、順次取壊しを行います。

(4) 耐震化の実施方針

いつまでも安心して暮らすことができるよう、総合的な防災対策を推進し、被害の軽減を図りながら、災害に強いまちづくりを進めていきます。

公共建築物の多くは、災害時には避難場所等として活用され、被害情報や災害対策指示が行われる等
応急活動の拠点となります。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての
機能確保の観点から耐震化に取り組めます。

これまでも、小学校・中学校の耐震改修に取り組んでいますが、今後とも引き続きその他の施設についても
計画的に耐震化を進めます。

(5)長寿命化の実施方針

公共施設の劣化に対して、更新、大規模改修など、町財政の中では厳しく困難な状況にありますが、予
防安全型の修繕を行うことにより、安全性及び機能性の向上を図るとともに財政負担の抑制を図ります。

(6)ユニバーサルデザイン化の推進方針

本町が掲げる「一人一人が輝けるまち 高取 ～こどもから高齢者までみんなで取り組むまちづくり～」
の将来像を実現できるよう、公共施設等の改修、更新等を行う際には、高齢者、障がい者、子育て家庭
をはじめとした、誰もが安全に、安心して、外出・移動ができるよう、ユニバーサルデザイン化を図ることで
機能性の向上に努めます。

(7)脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)では、地方公共団体の基本的役割として
「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の自然的社会的条件に応
じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的・計画的な施策を推進することとしています。

そのため、本町でも施設の更新時や改修時には、脱炭素化の取組の推進に努めます。

(8)統合や廃止の推進方針

今後の公共施設等の統合や複合化等については、施設の劣化状況、利用状況、運営状況、維持管理
費用の状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等の統合、複合化や施設規模の縮小を検討します。

公共施設等の統合や複合化等により町民の利便性の低下をまねく様な場合は、あらかじめ町民と十分な合意形成を図ることとします。

(9) 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

これまで公共施設等の統廃合や集約化を進めてきましたが、少子高齢化の進行などによる利用需要の変化が想定されます。今後、既存施設の用途廃止や統廃合等により行政目的を有しなくなった財産が生じた場合は、利用実績や費用対効果を踏まえ、民間等への譲渡や売却などを検討し、保有量と維持管理費の削減に努めつつ、新たな財源の確保に取り組めます。

(10) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

町長をトップとし、施設保有の関係部署と連携を取り全庁的な取組体制を構築し、全職員が公共施設に関して現状が把握できるように、情報の共有に努めていきます。

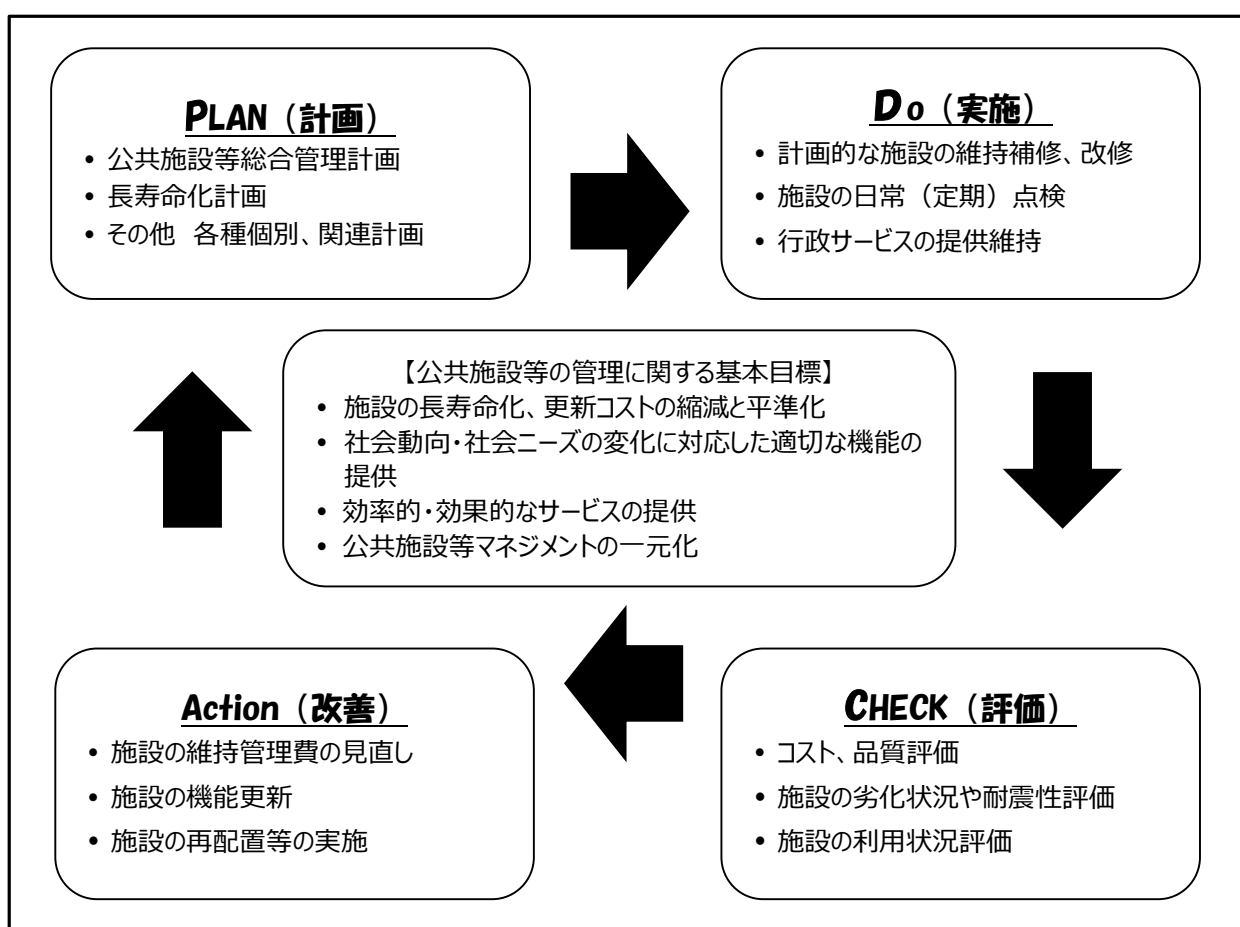
施設整備・管理運営にも財政措置は必要不可欠です。そのためには、予算編成段階から関係部署との連携を図り推進します。

5. フォローアップの実施方針

本計画を実行性のあるものとするためには、計画策定後のフォローアップが重要となります。そこで、以下の実施方針のもとフォローアップを行います

(1)PDCAサイクルによる進捗管理

本計画の取り組み状況を検証し、施設管理者(所管課)に対し必要な時期に必要な行動を促す仕組みを構築し、「Plan(計画)」、「Do(実施)」、「Check(評価)」、「Action(改善)」に沿った進捗管理を行うこととします。



IV 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共施建築物

(1) 公営住宅

本町で管理している公営住宅は、建築から 30 年以上経過している施設が多く、老朽化が進んでいます。

今後進行すると考えられる少子高齢化及び人口減少や、市民のニーズの変化等に対応し、機能や適正規模について見直しを行います。

公営住宅の主な施設

【町営住宅丹生谷第1団地】



(2) 学校教育系施設

たかむち小学校と高取中学校は、既に耐震化が完了していますが、建築から 40 年以上が経過しています。本町の子どもたちが通う唯一の学校であるとともに、災害発生時には避難所に指定されている重要な施設であるため、改修を優先的・計画的に行い、適切な管理・更新を推進します。

2050(令和 32)年ごろに両施設とも更新時期を迎えることとなることから、その際には、小中学校の在校児童・生徒数や財政状況により、適切な学校規模の検討を行い、更新・統合を行います。

学校教育系施設の主な施設

【たかむち小学校】



【高取中学校】



(3)文化系施設

文化系施設は、町民にとって身近な場であり、多面的な機能が求められます。多様な利用ニーズに対応した整備等を推進するとともに、町民協働による管理を促進します。また、災害発生時の拠点になるかどうかや利用見込みがある施設であるかどうか等の観点から必要性や優先度を検討し、計画的な更新・管理を推進します。

文化系施設の主な施設

【リベルテホール】



(4)子育て支援施設

育成幼稚園と高取幼稚園は用途廃止をし、現在は跡地として施設のみが残存していますが、今後両幼稚園は除却予定です。子育て支援施設は、町民が安心して子どもを産み育てることを第一に、子育て支援事業の施策を踏まえた適正な環境整備に努めます。

子育て支援施設の主な施設

【放課後児童クラブ】



【たかとり幼稚園】



(5) 社会教育系施設

社会教育系施設は、町民にとって身近な場であり、多面的な機能が求められます。多様な利用ニーズに対応した整備等を推進するとともに、町民協働による管理を促進します。また、災害発生時の拠点になるかどうかや利用見込みがある施設であるかどうか等の観点から必要性や優先度を検討し、計画的な更新・管理を推進します。

文化センターは、建築後 40 年以上経過しており現在耐震診断実施中であり、その結果により今後の施設方針を確定させます。

社会教育系施設の主な施設

【文化センター】



【歴史研修センター】



(6) 保健・福祉施設

保健・福祉施設は、今後進行すると見込まれる高齢化に伴った需要の増加と本町の財政負担の増加を考慮した上で、健康増進や介護予防に資するよう、維持管理・更新・改修等を図り、機能確保に努めます。

保健・福祉施設の主な施設

【保健センター】



【介護予防施設(兵庫憩の家)】



(7) 行政系施設

町民の活動の拠点として位置づけられる町役場においては、重点的に安全性や耐震性の確保を検討し、計画的な維持管理や修繕により長寿命化を図ります。また、消防施設においては、災害発生時に迅速な対応を行うため、計画的に点検・更新を行い、老朽化対策に努めます。その他施設においても、必要性を考慮した上で、計画的に適切な整備を進めていきます。

行政系施設の主な施設

【役場(本庁舎)】



(8) 産業系施設

交流拠点施設ワニナルは、地域の活性化や関係人口の増加を図る拠点としての役割を、観光案内所(夢創館)は、観光拠点としての機能を果たしており、現状を維持するため、今後も計画的な維持管理や修繕を実施していきます。

産業系施設の主な施設

【交流拠点施設ワニナル】



【観光案内所(夢創館)】



(9)その他

その他の施設は予防保全型の適切な維持管理により、現状を維持するように努めます。

その他施設の主な施設

【高取町営火葬場昇華苑】



2. インフラ施設

道路、橋りょうや下水道といった施設種ごとに各施設の特性に合った長寿命化と維持管理業務を実施します。

本町で管理している道路においては、定期的なパトロール、点検・診断を行い、劣化状況を把握します。点検・診断による安全性や重要度に応じた適切な補修・維持管理を行い、安全で利便性に優れた暮らしを支える生活・都市基盤の整備と充実を図ります。

橋りょうについては、架設時期が不明なものが多く、高齢化橋りょう(建設後 50 年を超過した橋りょう)が多いと想定しており、それに伴う橋りょうの修繕・架替えに係る費用の増加が見込まれます。今後は、「高取町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な橋りょう点検により、管理している橋りょうの現状を把握し、計画的かつ予防的な整備を実施することで橋りょうの長寿命化を推進し、更新費用の縮減及び予算の平準化を図ります。

下水道の管路は、1992(平成4)年に整備したものが最も古いので、すぐに更新を要するものではありませんが、2042(令和 24)年以降に更新費用が増加する見込みとなっています。また、現在の下水道処理人口普及率は 36%となっており、「社会資本総合整備計画」や「下水道アクションプラン」に基づき、引き続き整備を行う方針とされています。今後は、財政運営の安定化に努めながら、長寿命化計画を策定し、効率的な管理運営を推進します。

高取町公共施設等総合管理計画

高取町 総務課

奈良県高市郡高取町大字観覚寺 990-1

電話:0744-52-3334(代表) FAX:0744-52-4063